

第 2 期
大館市子ども未来応援計画

(案)

大館市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の方向性	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
5 計画の役割分担	7
6 子どもの貧困のとらえ方	8
(1) 相対的貧困とは	8
(2) 貧困率の算出について	9
第2章 現況の分析	11
1 大館市の概況	13
(1) 人口、世帯の状況	13
(2) 児童・生徒の状況	14
(3) 準要保護・要保護児童・生徒の状況（就学援助）	15
(4) 手当の受給状況	17
(5) 生活保護世帯の状況	18
2 アンケート調査の概要	20
(1) 調査の概要	20
(2) 調査結果のポイント	22
3 課題・今後の方向性	48
(1) 概況データからみた課題・方向性	48
(2) アンケート調査結果からみた課題・方向性	49
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念と目指す姿	53
2 基本施策と施策の体系	54
第4章 施策の展開	57
1 本計画における施策・事業の一覧	59
2 施策・事業の内容	65
3 ネットワークによる網羅的支援	88
(1) 地域ネットワークによる支援の推進	88
(2) 地域ネットワークの構築・推進	89
(3) 大館市のコーディネート力の強化	89
第5章 計画の推進	91
1 計画の進捗管理	93
(1) 進捗管理体制	93
(2) 進捗評価の仕組み	94

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の方向性

平成 24 年の貧困率が 16.3%（全国値、国民生活基礎調査）とこれまででもっとも高かったことを受け、国においては平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされています。

その後、我が国の子どもの貧困率は徐々に改善し、平成 27 年には 13.9%、令和 2 年 7 月に公表された平成 30 年の結果では 13.5%と、引き続き改善傾向がみられるものの、先進国の中においては未だに高い水準のままとなっています。

こうした状況を踏まえ、国においては令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正が行われました。

秋田県においても、平成 28 年 3 月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、“手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現”を目指し、“教育の支援”、“生活の支援”、“保護者に対する就労の支援”、“経済的支援”の 4 項目に力を入れて、総合的な子どもの貧困対策を推進していましたが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、令和 3 年 3 月には「第 2 次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、継続して子どもの貧困対策に取り組んでいるところです。

「第 2 次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」では、すべての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保証され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにすることを旨とし、次の 5 つの重点施策を設定して施策を展開しています。

- 重点施策 1 教育の支援
- 重点施策 2 子育て家庭の生活の安定に資するための支援
- 重点施策 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- 重点施策 4 経済的支援
- 重点施策 5 ネットワークによる網羅的支援

大館市においても、国の子どもの貧困対策や秋田県の取り組みを踏まえ、平成30年3月に「大館市子どもの未来応援計画」を策定し、困難な環境にある子どもと家庭への支援に取り組んでまいりました。

(基本理念)

すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるようみんなで寄りそい支えるまち

(基本施策)

- 基本施策1:教育の支援
- 基本施策2:生活の支援
- 基本施策3:保護者に対する就労の支援
- 基本施策4:経済的支援

計画の策定から5年が経過し、その間に社会情勢の変化や国や県における計画に見直しなどがあったため、変化に対応できる計画とするため、新たな計画を策定することといたしました。

国における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正、秋田県の「第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」はこれまでの取り組みを継承して強化していく内容であり、本市におけるこれまでの取り組みも国や県がこれから目指していく方向性と一致するものとなっています。

したがって、本計画においても本市のこれまでの取り組みを継承し、見直すべき部分は見直しを図り、今後5年間、困難な環境にある子どもと家庭を支える計画として取り組んでいきます。



計画策定の基本方向

- 国、県の方針との整合性の確保
- 現行計画からの継続性の維持
- 新たな課題への対応

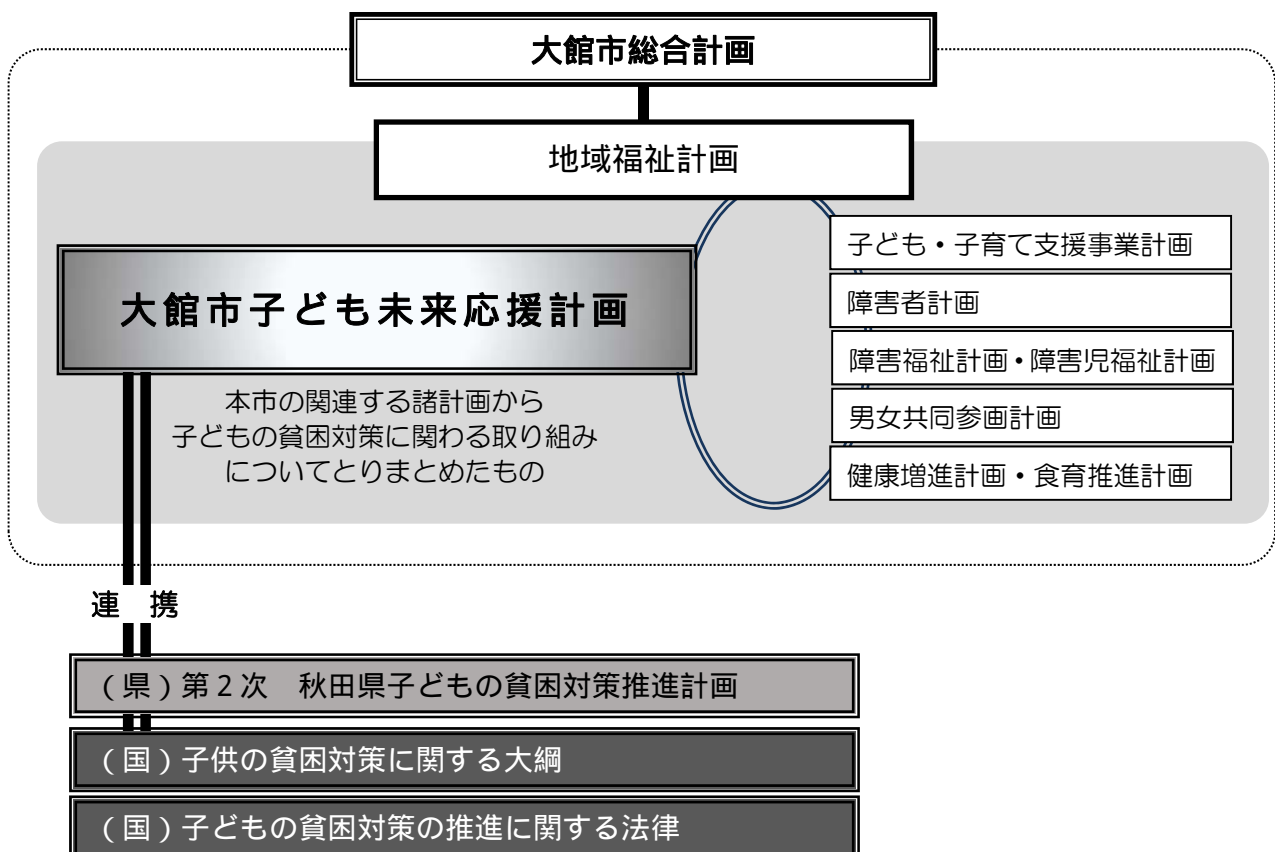
2 計画の位置づけ

これまで「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、市町村への計画策定に関する規定はありませんでしたが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村においても計画の策定が努力義務として明記されることとなりました。

第九条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

このため、本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に規定された子どもの貧困対策についての市町村計画と位置づけられます。

また、本市のあらゆる施策の基本となる「大館市総合計画」、市福祉行政の指針を示した「地域福祉計画」、また関連計画、教育の支援や生活の支援等に関連するその他の分野別計画との整合性に配慮し、子どもの貧困対策を総合的に展開するために関係する本市の取り組みについて整理し、本市の子どもの貧困対策に関わる基本方針についてとりまとめたものが本計画となっています。



3 計画の対象

対象となる子どもを限定せず、すべての子どもが健やかに育つことができるように取り組みます

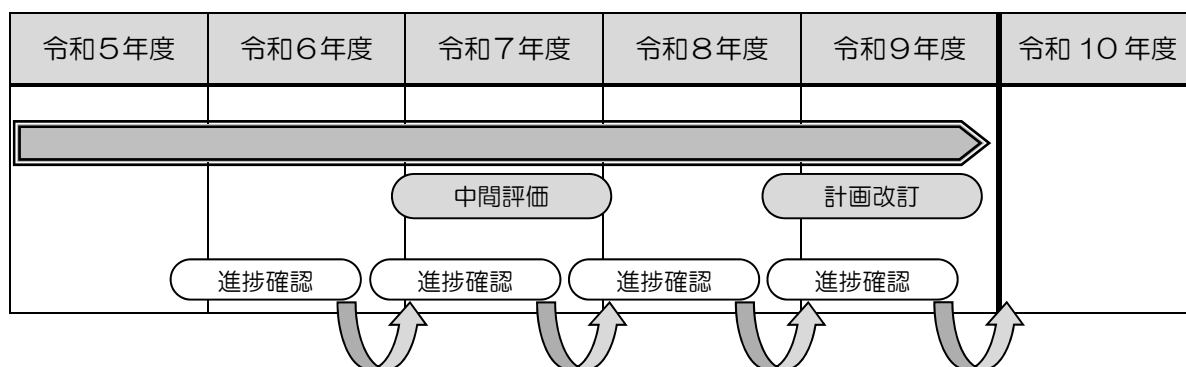
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において、“子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。”と基本理念を掲げており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけではなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものとされています。

したがって、本計画においては、現に経済的困窮状態にある子どもやその家庭を対象として支援を行うとともに、妊娠や出産による経済的・精神的負担の増大、保護者の疾病や離職による家計の逼迫、ひとり親家庭における生活の厳しさなど、子どもが困難な状況に陥る様々なリスクに対しても、できるだけ早い段階から支援を行い、すべての子どもが生まれ育った環境により、教育や生活、就労などの場面において、家庭の状況による制約を受けることなく、健やかに育つことができるように取り組みます。

4 計画の期間

本計画は令和5年度から、令和9年度までの5年間で計画の期間とします。

計画の改訂については、計画の最終年度である令和9年度に行うこととしますが、計画途中であっても、社会情勢や法整備の状況などに応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

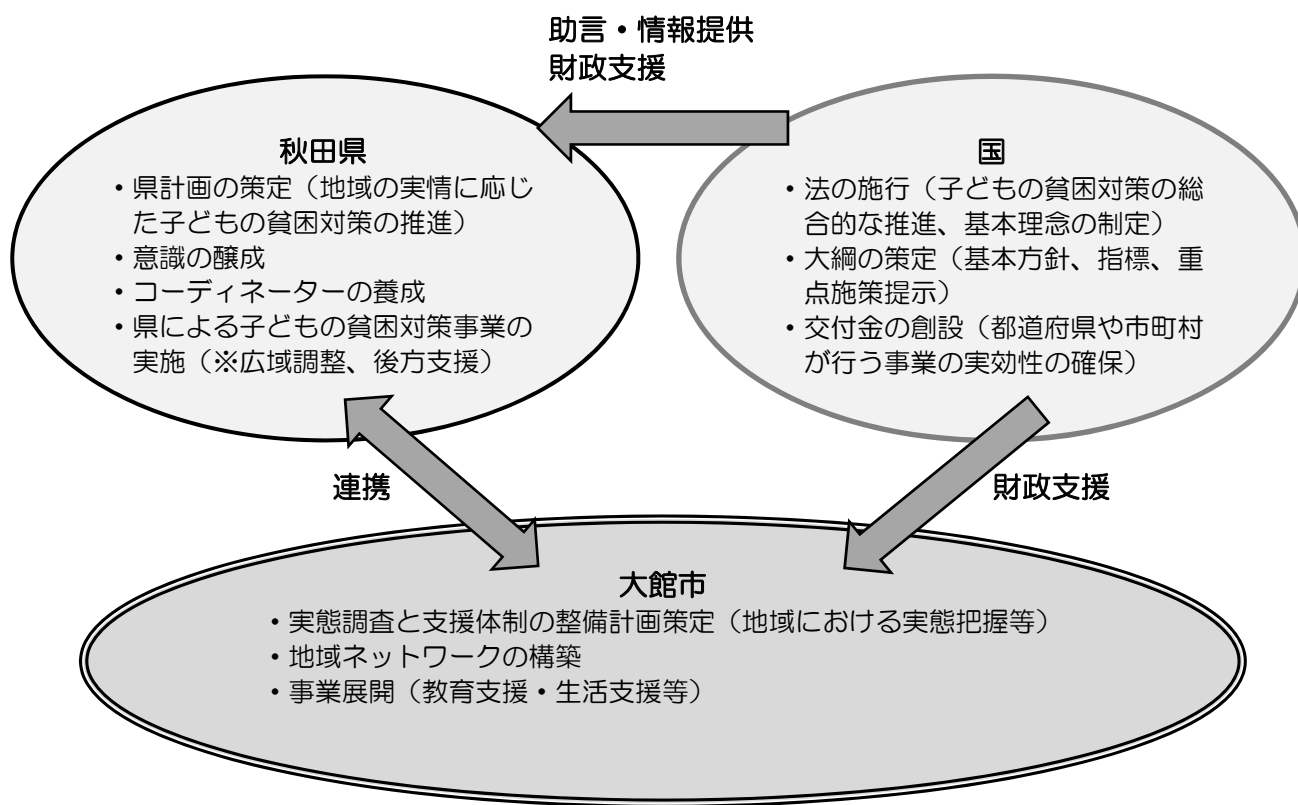


5 計画の役割分担

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現を目指すためには、大館市だけではなく、国や秋田県との連携や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域で活動する様々な関係団体など、様々な関係者が幅広く連携し、貧困や家庭環境の問題など多様な問題を抱えている子どもや家庭をいち早く把握し、適切な支援につなげていくことが重要となります。

大館市は困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な立場にあるため、様々な関係者の間で、支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を効果的に行っていくための中心的な役割を担っていきます。

<国、秋田県、大館市の役割分担>



6 子どもの貧困のとらえ方

(1) 相対的貧困とは

■絶対的貧困と相対的貧困

貧困には二種類の定義があります。

一つは「絶対的貧困」。これは、生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことを指します。

もう一つの定義は、「相対的貧困」。これは、その地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない状態のことをいいます。

この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断されます。「貧困」の基準が、その人が生きている国、地域、時代等によって、変化することが「絶対的貧困」との一番の違いです。

この「普通の生活」として設定されているものが、国民全員の所得を高い順に並べた場合の真ん中にあたる額＝中央値となり、この真ん中の額の半分以上の所得の人が相対貧困となります。

他の人と比べて所得が少ない人が相対的貧困とされ、その割合が相対的貧困率となります。

■日本の相対的貧困の状況

我が国における相対的貧困率については、「国民生活基礎調査」に基づく算出値（全国値）が用いられており、平成30年の貧困線は127万円（2015年に改定されたOECD*の所得定義の新たな基準に基づく124万円）となっています。

全国値として、子どもの相対的貧困率が13.5%（2015年に改定されたOECD*の所得定義の新たな基準に基づく14.0%）であるのに対し、子どものいる現役世帯のうち、大人一人の世帯の相対的貧困率は48.1%（2015年に改定されたOECD*の所得定義の新たな基準に基づく48.3%）となっています。

※OECD＝経済協力開発機構

(2) 貧困率の算出について

■ 貧困率の算出方法

- 「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。
- 「子どもがいる現役世帯」の貧困率とは、現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。
- 「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割ったもので、世帯人員の違いを調整するため、世帯人員の平方根で割る方法がとられています。

$$\text{可処分所得} \div \sqrt{\text{世帯人員数}} = \text{等価可処分所得}$$

(例) 可処分所得が300万円で、2人世帯の場合

$$300 \text{ 万円} \div \sqrt{2} = 212 \text{ 万円}$$

- 「可処分所得」とは、収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入のことです。
- 「相対的貧困率」とは、国民生活基礎調査において、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。
- 「貧困線」とは、全ての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際の所得中央値の半分の額をいいます。

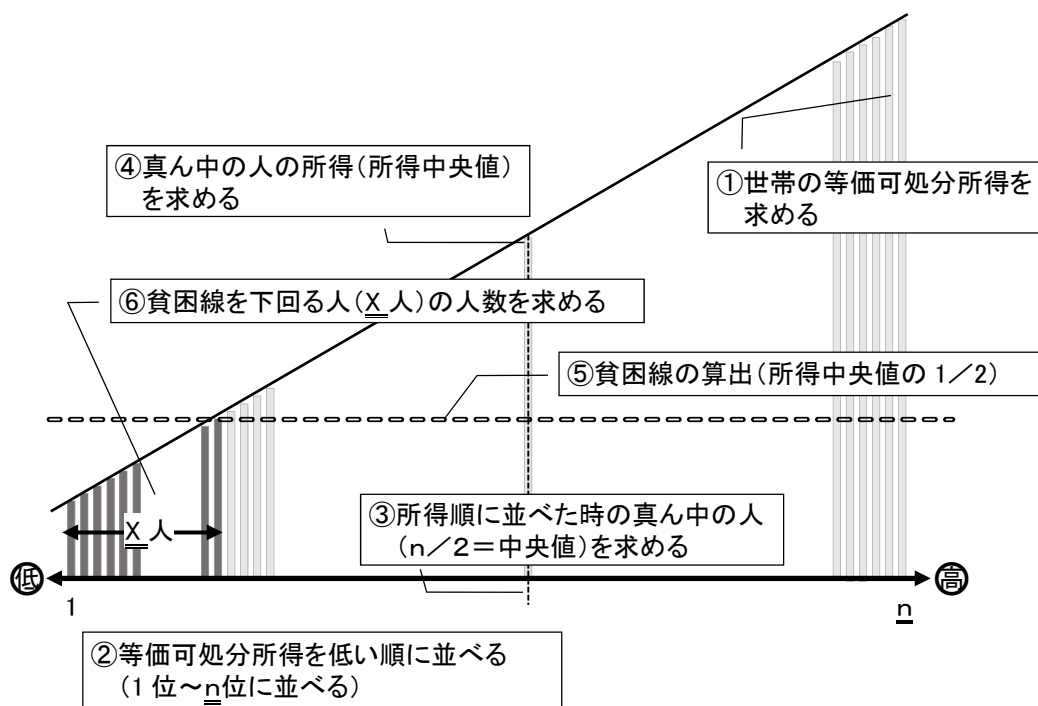
■ 我が国における貧困率の推移

	平成 12年	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年	(新基 準)
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%	15.7%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%
大人が一人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%
大人が二人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%	11.2%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円

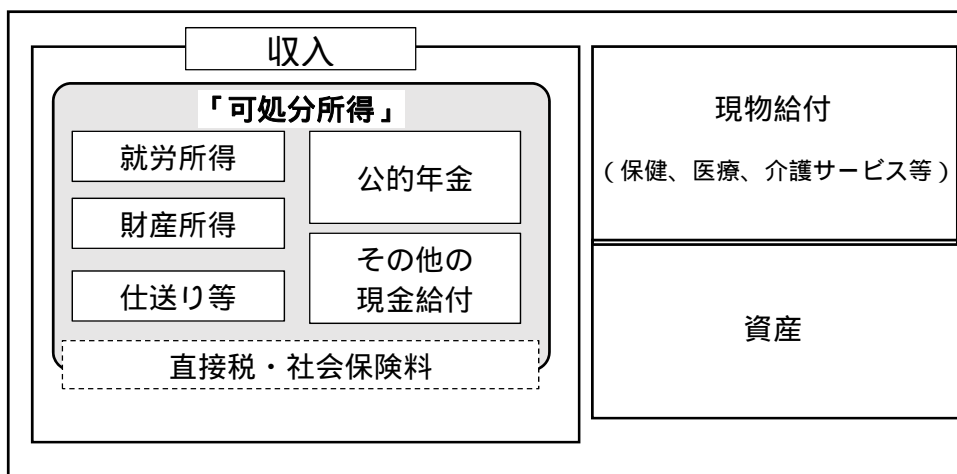
出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

貧困率の算出イメージ

相対的貧困率 = $X \div n \times 100(\%)$
 相対的貧困率とは、所得中央値の一定割合(50%)を下回る所得しか得ていない人の割合



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれます。
 ※「資産」の多寡については、考慮されていません。

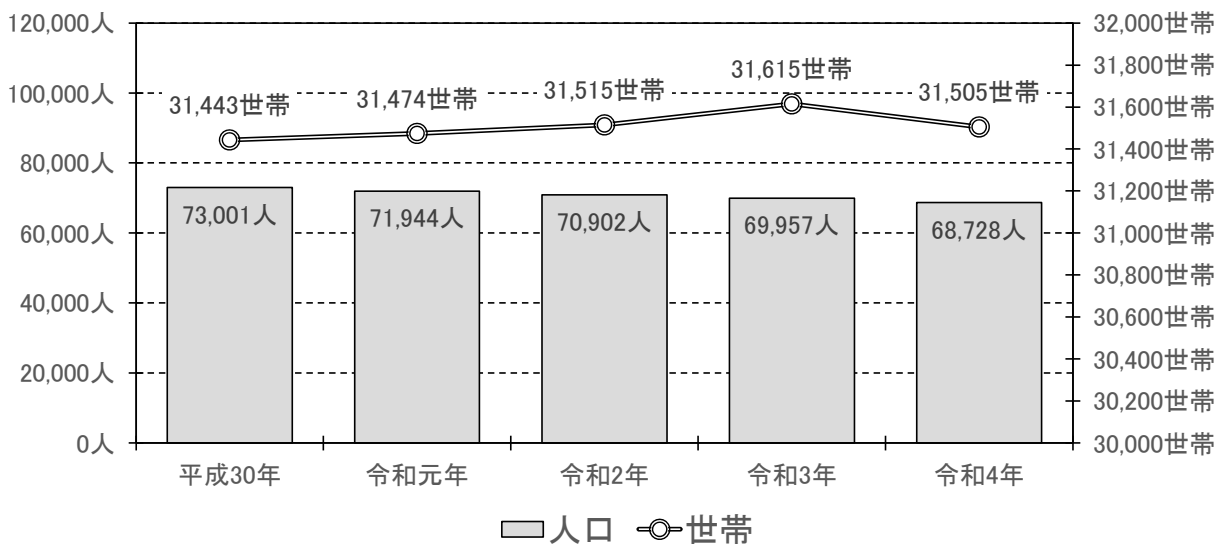


※2015年に改定されたOECD(経済協力開発機構)の所得定義の新たな基準では、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものを可処分所得としています。

第2章 現況の分析

1 大館市の概況

(1) 人口、世帯の状況

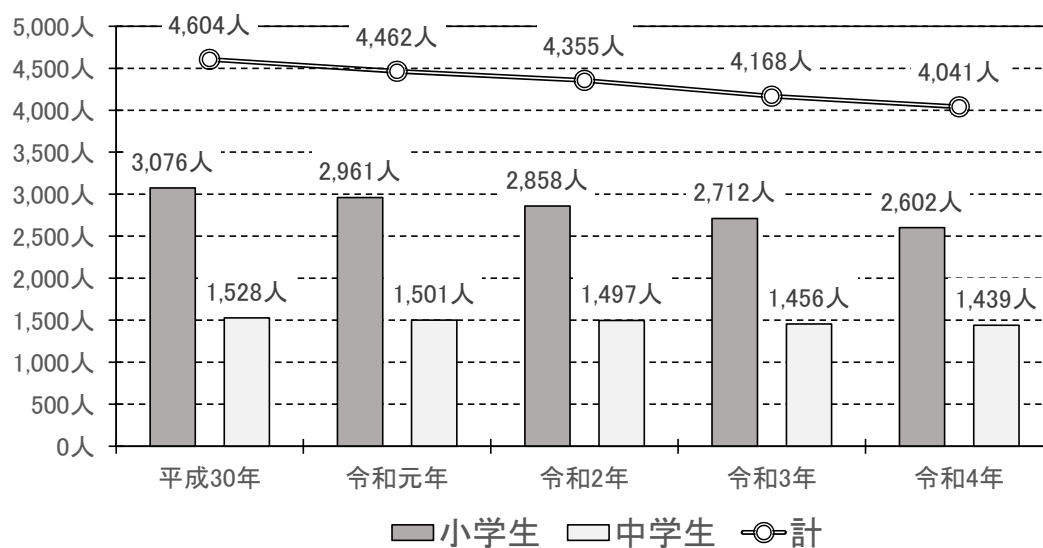


各年4月1日時点、市民課 地区別世帯人口調べより

人口はゆるやかな減少傾向にあり、令和4年には68,728人と、平成30年に比べて4,273人の減少となっています。

世帯数は令和3年にかけてやや増加していましたが、令和4年には減少に転じ、31,505世帯となっています。平成30年から令和4年まで、世帯の増減の幅は小さく、ほぼ横ばいで推移しています。

(2) 児童・生徒の状況



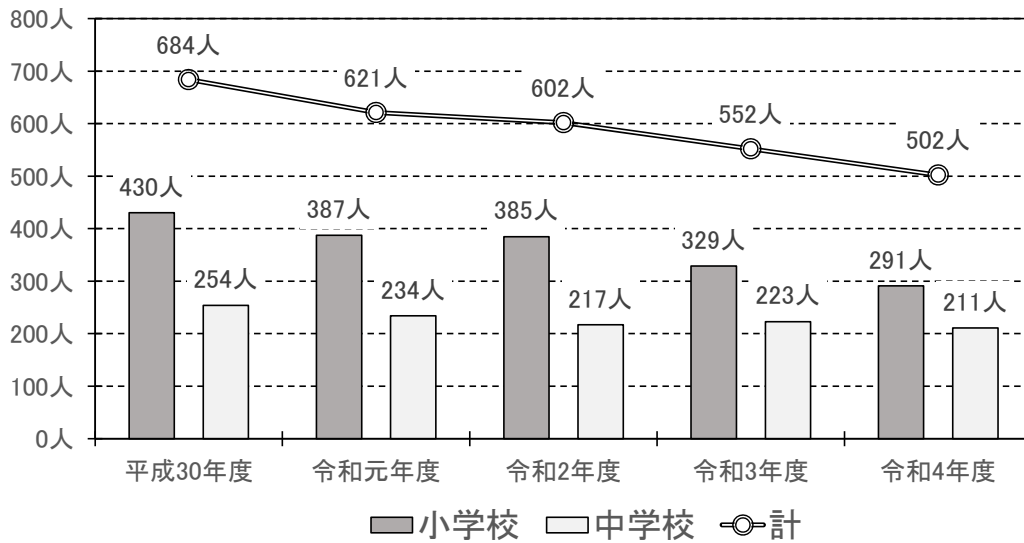
各年5月1日時点、学校教育課より

小学生、中学生ともに減少傾向となっていますが、小学生は平成30年の3,076人から、令和4年には2,602人と474人の減少となっており、中学生よりも減少傾向が顕著となっています。

小学生と中学生を合わせた合計人数は、令和4年には4,041人と、平成30年から563人の減少となっています。

(3) 準要保護・要保護児童・生徒の状況 (就学援助)

準要保護児童・生徒の状況

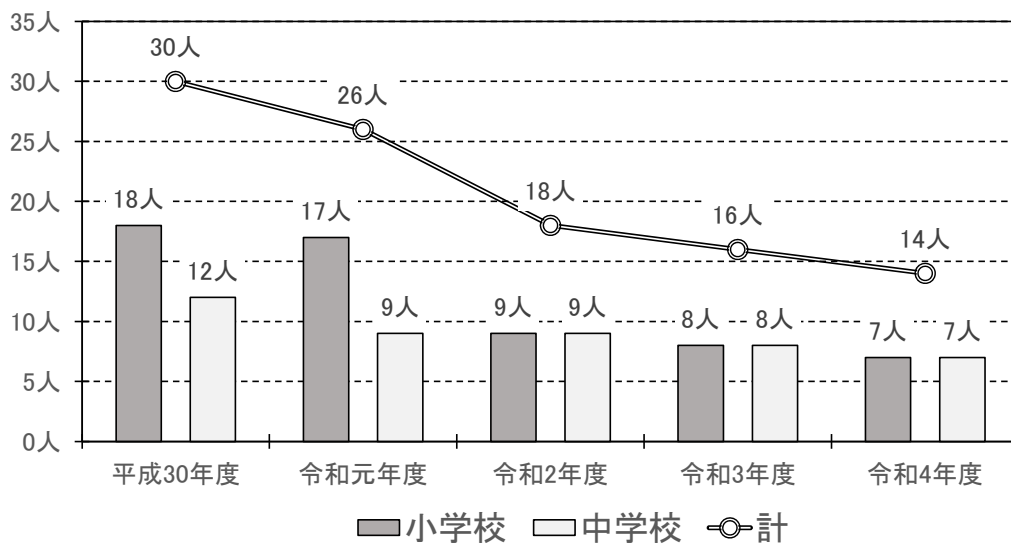


各年度末時点、学校教育課より
※令和4年度は8月末の値

準要保護児童・生徒はともに減少傾向となっていますが、準要保護児童（小学校）は平成30年の430人から、令和4年には291人と139人の減少となっており、準要保護生徒（中学校）よりも減少傾向が顕著となっています。

準要保護児童・生徒を合わせた合計人数は、令和4年には502人と、平成30年から182人の減少となっています。

要保護（生活保護）児童・生徒の状況



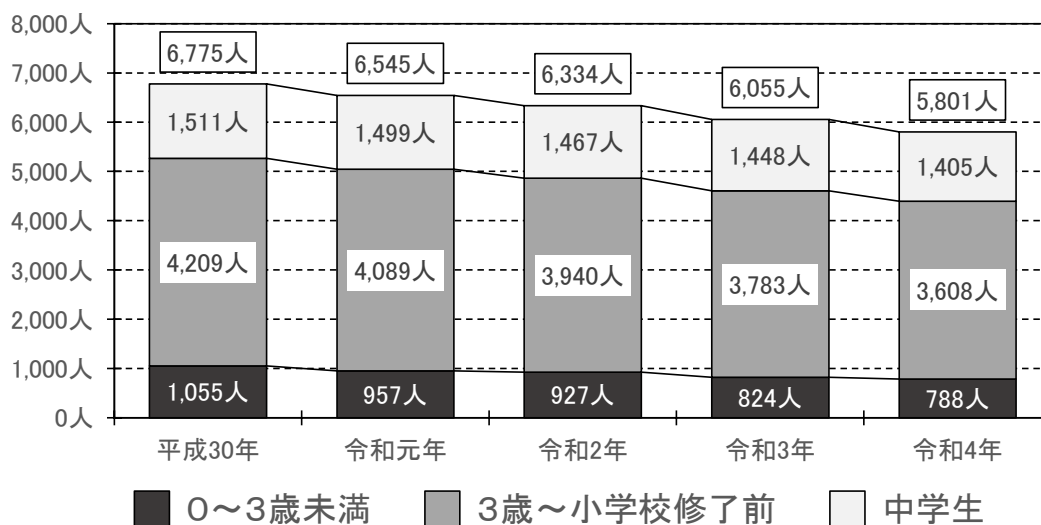
各年度末時点、学校教育課より
 ※令和4年度は8月末の値

要保護児童・生徒はともに減少傾向となっていますが、要保護児童（小学校）は平成30年の18人から、令和4年には7人と11人の減少となっています。要保護生徒（中学校）は令和元年度以降、毎年1人ずつ減少しています。

要保護児童・生徒を合わせた合計人数は、令和4年には14人と、平成30年から半減しています。

(4) 手当の受給状況

児童手当対象児童数

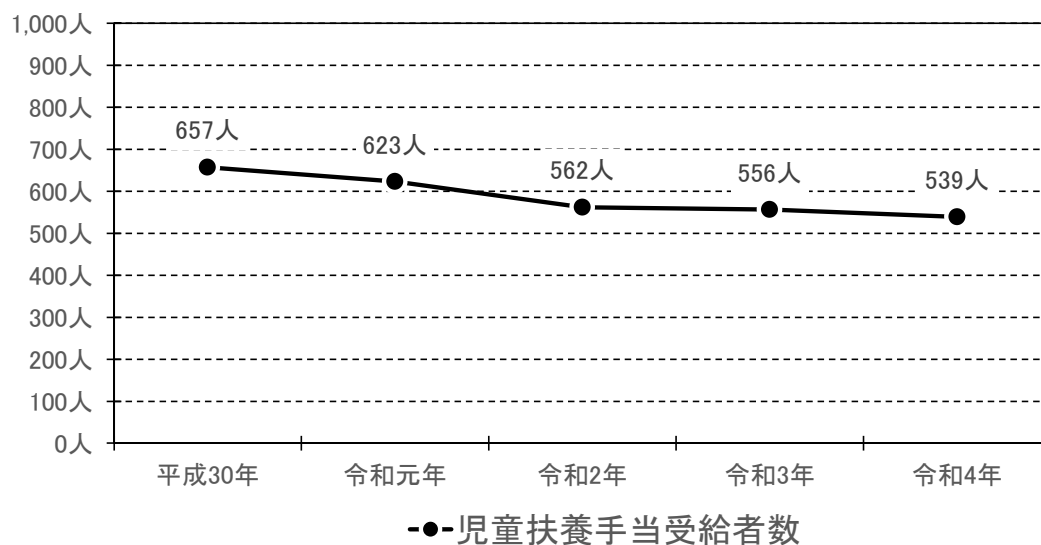


各年4月1日時点、子ども課より

児童手当対象児童数の推移をみると、0歳～中学生までの合計人数は、平成30年には6,775人でしたが、令和4年には5,801人と、974人の減少となっています。

各年齢層ともに減少傾向となっていますが、とくに「0～3歳未満」では平成30年の1,055人から令和4年には788人と267人減少し、平成30年の7割半ほどの水準となっています。

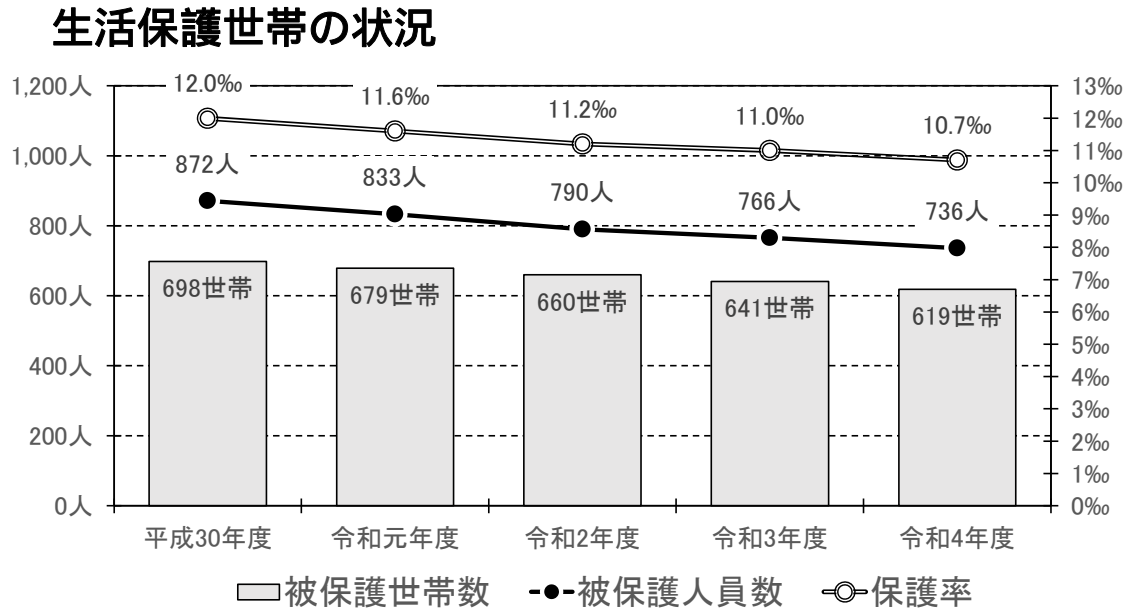
児童扶養手当受給者数



各年4月1日時点、子ども課より

児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和4年には539人と、平成30年から118人の減少となっています。

(5) 生活保護世帯の状況



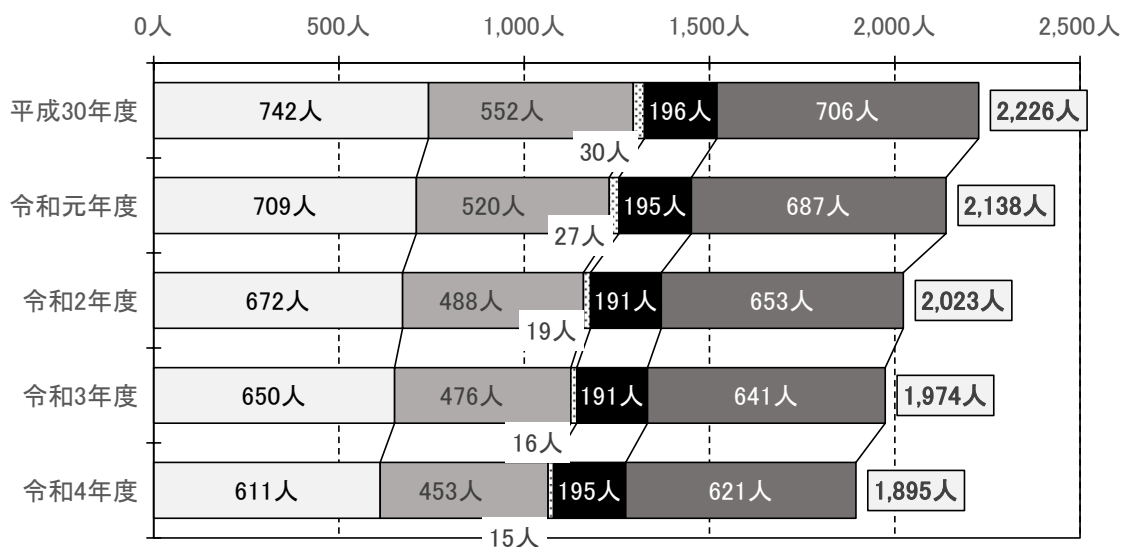
各年度末の月平均、福祉課より
 ※令和4年度は8月までの月平均
 ※% (パーミル) とは、1/1000 を 1 とする単位

生活保護の被保護世帯数はゆるやかに減少しているものの、令和4年度で619世帯と、平成30年度以降、600世帯台で推移しています。

被保護人員数も減少傾向にあり、平成30年度の872人から、令和4年度には736人と、136人の減少となっています。

保護率も減少しており、令和4年度には10.7% (パーミル) となっています。

被保護人員内訳



生活扶助
 住宅扶助
 教育扶助
 介護扶助
 医療費扶助

各年度末の月平均、福祉課より

※令和4年度は8月までの月平均。扶助対象の重複あり

被保護人員の内訳をみると、各年度「生活扶助」と「医療費扶助」が多く、ついで「住宅扶助」となっています。

どの内訳も平成30年度以降やや減少傾向にありますが、「介護扶助」は190人台でほぼ横ばいに推移しています。「教育扶助」については、平成30年度は30人でしたが、令和4年度には15人と半減しています。

延べ人数も平成30年度の2,226人から、令和4年度には1,895人と、331人の減少となっています。

2 アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

調査の目的

新たな「大館市子ども未来応援計画」の策定に向けた基礎資料とするために、子どもの成長に関わる課題やニーズなどに関するアンケート調査を実施しました。

調査の実施状況

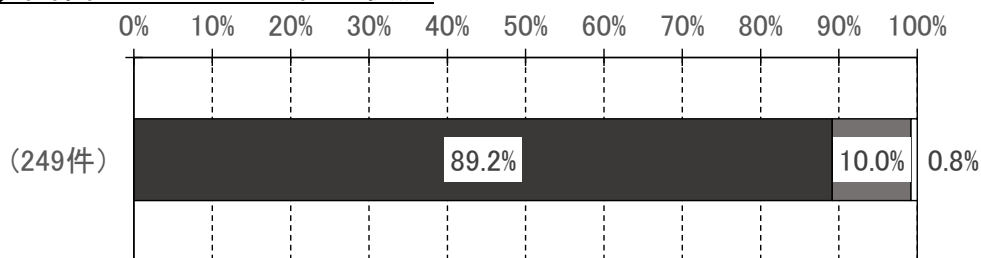
調査期間	令和4年10月～11月
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	市内に居住している0～18歳までの子どもを持つひとり親世帯等

回収状況

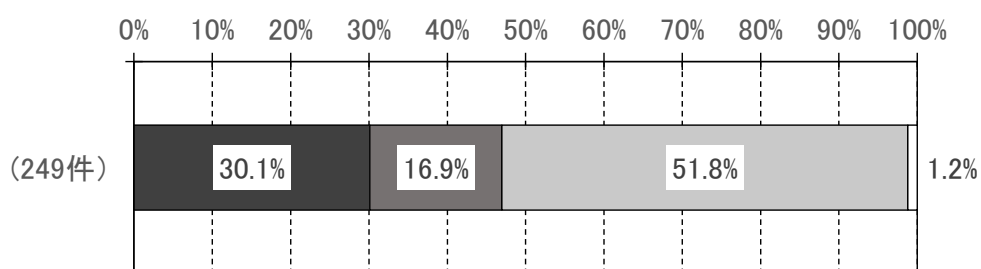
発送数	回収数	回収率
741世帯	249票	33.6%

回答者の状況

(ア) 回答のあった世帯の状況



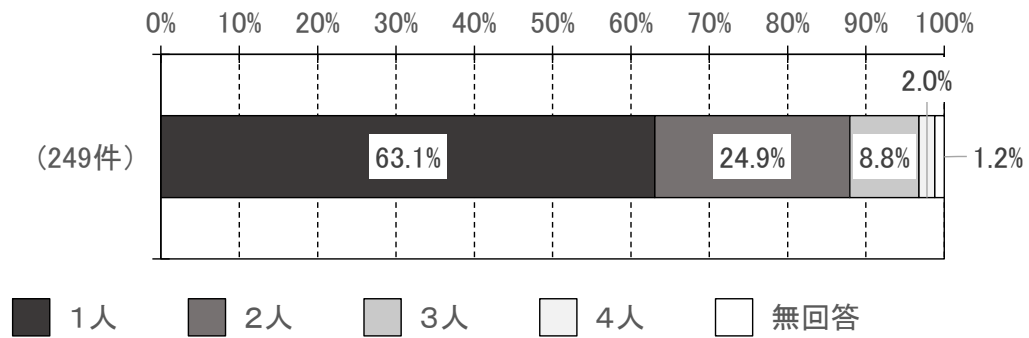
■ 母子世帯 ■ 父子世帯 □ 無回答



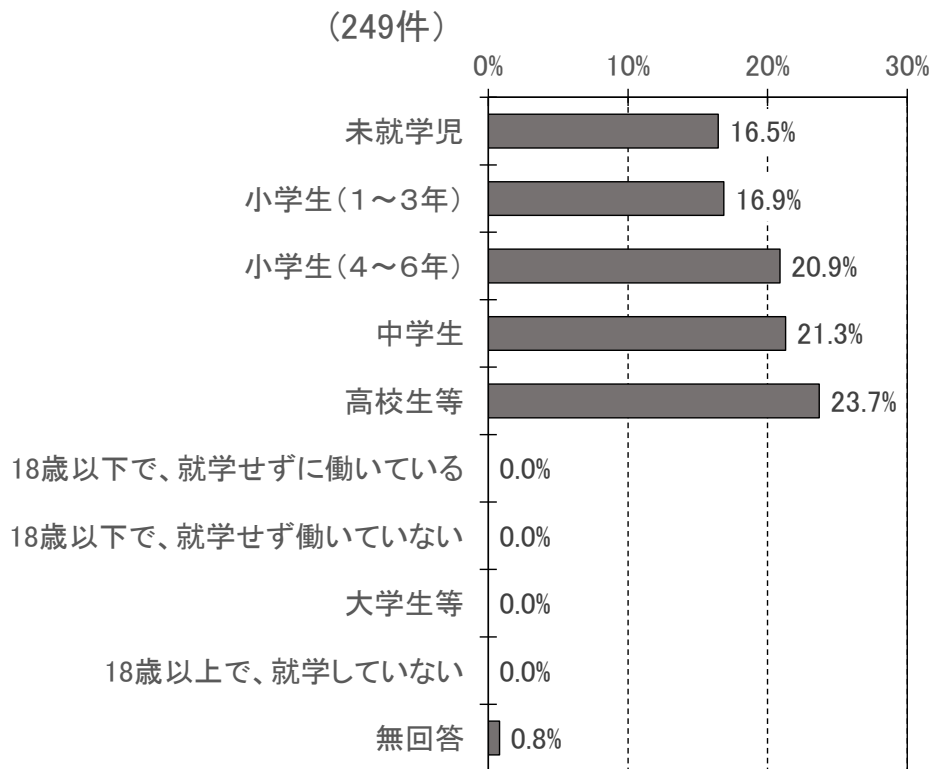
- 親と、親以外の働いている大人が同居している世帯
- 親と、親以外の大人で働いていないかたのみが同居している世帯
- 親以外の大人は同居していない世帯(親と子どもだけの世帯)
- 無回答

調査に回答のあった世帯の約9割は「母子世帯」で、半数の世帯は「親以外の大人は同居していない世帯(親と子どもだけの世帯)」となっています。

(イ) 調査対象児の状況



世帯の中の大学生等までの子どもの人数は、「1人」が63.1%でもっとも多く、平均は1.5人となっており、多子世帯は少ない状況となっています。

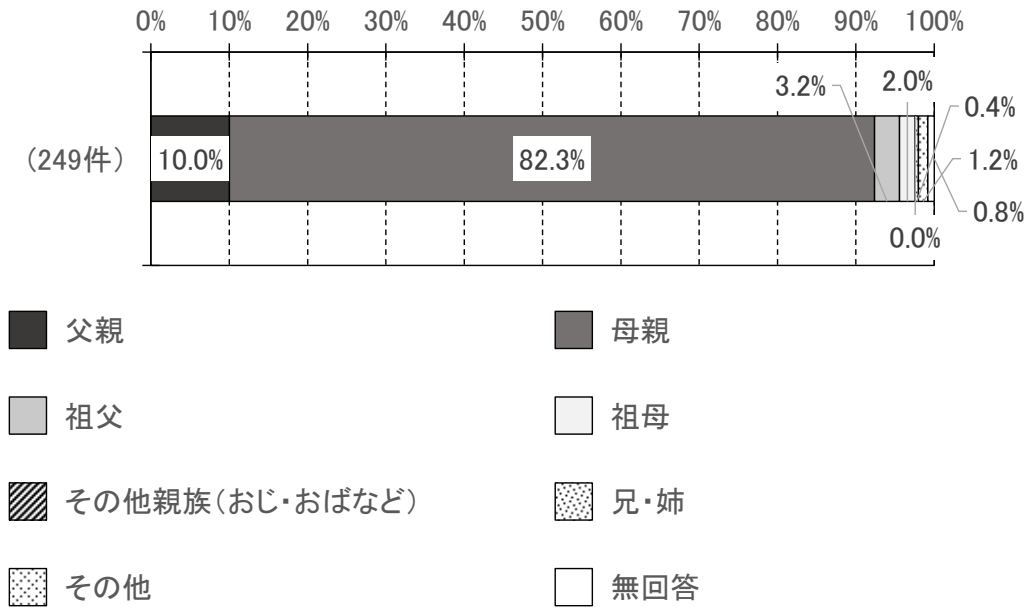


調査対象児は、「高校生等」が23.7%でもっとも多くなっていますが、「小学生(1~3年)」(16.9%)と「小学生(4~6年)」(20.9%)を合わせると、調査対象児の4割近くは小学生となっています。

(2) 調査結果のポイント

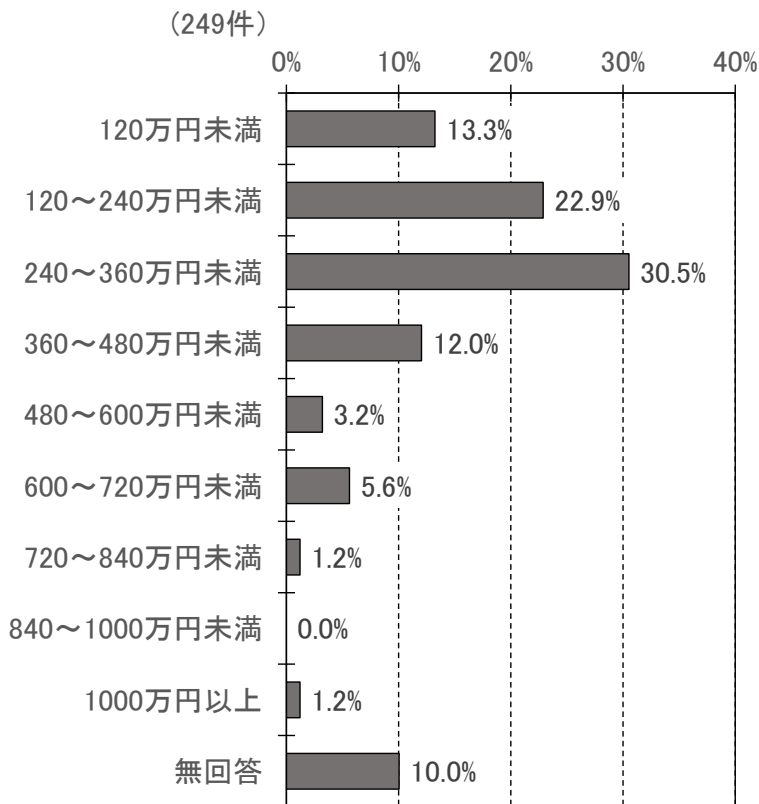
世帯の経済的状況

(ア) 生計の主な担い手

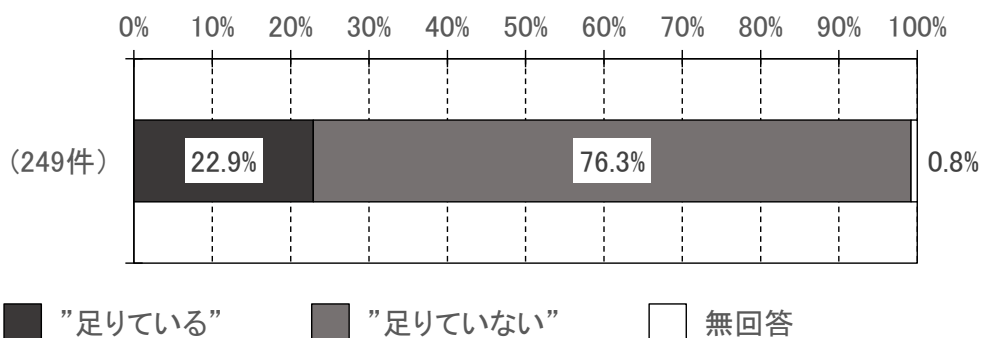


主な生計の担い手としては、「母親」という回答が8割以上を占めています。

(イ) 世帯収入



就労収入とその他の収入を合わせた世帯収入をみると、「240~360万円未満」が30.5%でもっとも多く、ついで「120~240万円未満」が22.9%、「120万円未満」が13.3%となっており、360万円未満の世帯が7割近くを占めています。全体の平均は293.2万円となっています。



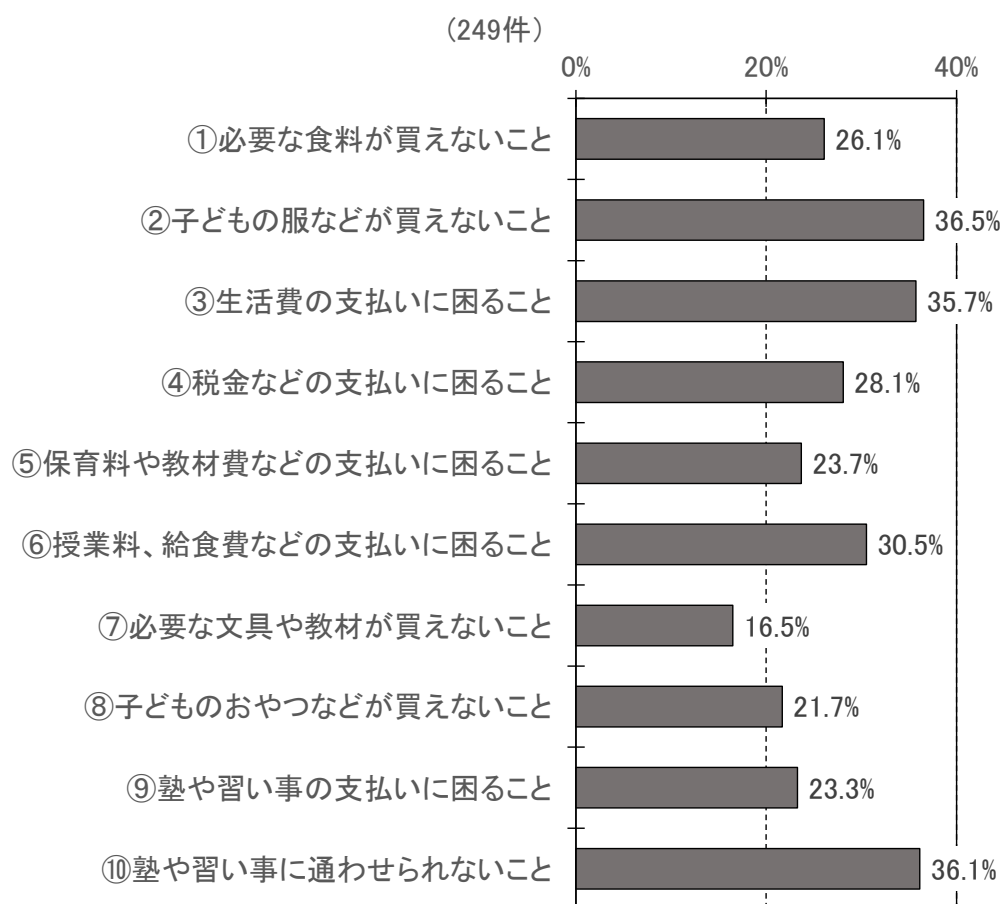
世帯収入の充足感については、「やや足りない」(42.6%)と「まったく足りない」(33.7%)を合わせると、“足りていない”という回答が76.3%を占めています。

		n	”足りている”	”足りていない”	無回答
全体		100.0% 249件	22.9% 57件	76.3% 190件	0.8% 2件
世帯収入	120万円未満	100.0% 33件	9.1% 3件	90.9% 30件	0.0% 0件
	120～240万円未満	100.0% 57件	17.5% 10件	80.7% 46件	1.8% 1件
	240～360万円未満	100.0% 76件	18.4% 14件	81.6% 62件	0.0% 0件
	360～480万円未満	100.0% 30件	33.3% 10件	66.7% 20件	0.0% 0件
	480～600万円未満	100.0% 8件	62.5% 5件	37.5% 3件	0.0% 0件
	600～720万円未満	100.0% 14件	42.9% 6件	57.1% 8件	0.0% 0件
	720～840万円未満	100.0% 3件	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件
	840～1000万円未満	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	1000万円以上	100.0% 3件	66.7% 2件	33.3% 1件	0.0% 0件

世帯収入別にみると、“足りている”という回答の割合は概ね480万円を超えたあたりから高くなり、「480～600万円未満」、「720～840万円未満」、「1000万円以上」では6割以上が“足りている”としています。

480万円未満では“足りていない”という回答が6割以上、360万円未満では8割以上を占めています。

(ウ) 経済的な困窮経験



①～⑩の場面ごとに「よくあった」、「ときどきあった」を合わせた経済的に困ったことが“あった”という回答について整理してみると、「②子どもの服などが買えないこと」(36.5%)、「⑩塾や習い事に通わせられないこと」(36.1%)、「③生活費の支払いに困ること」(35.7%)」などが3割を超え多くなっています。

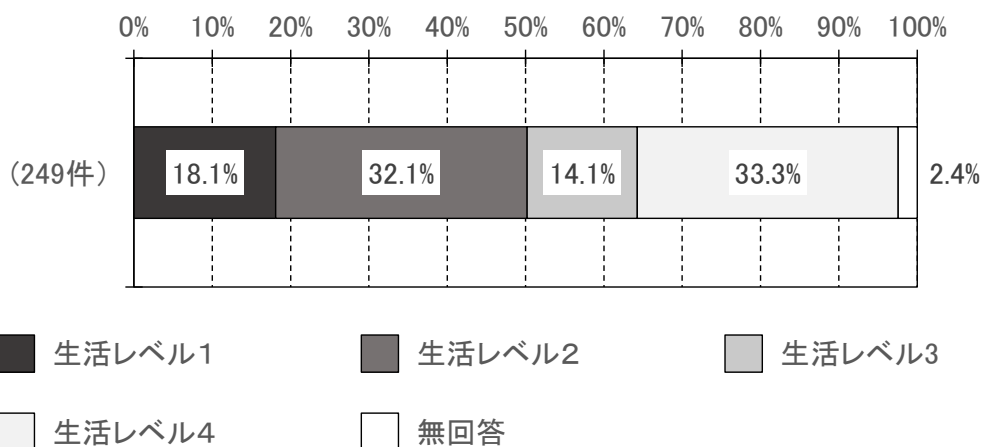
		n	必要な食料 が買えないこ と	子どもの服な どが買えない こと	生活費の支 払いに困るこ と	税金などの 支払いに困 ること	保育料や教 材費などの 支払いに困 ること
全体		100.0% 249件	26.1% 65件	36.5% 91件	35.7% 89件	28.1% 70件	23.7% 59件
世帯収入	120万円未満	100.0% 33件	45.5% 15件	51.5% 17件	54.5% 18件	39.4% 13件	30.3% 10件
	120～240万円未満	100.0% 57件	38.6% 22件	49.1% 28件	42.1% 24件	29.8% 17件	24.6% 14件
	240～360万円未満	100.0% 76件	22.4% 17件	38.2% 29件	39.5% 30件	31.6% 24件	27.6% 21件
	360～480万円未満	100.0% 30件	10.0% 3件	16.7% 5件	20.0% 6件	10.0% 3件	16.7% 5件
	480～600万円未満	100.0% 8件	0.0% 0件	25.0% 2件	12.5% 1件	12.5% 1件	0.0% 0件
	600～720万円未満	100.0% 14件	0.0% 0件	14.3% 2件	7.1% 1件	14.3% 2件	7.1% 1件
	720～840万円未満	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	33.3% 1件	0.0% 0件
	840～1000万円未満	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	1000万円以上	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	全体		100.0% 249件	30.5% 76件	16.5% 41件	21.7% 54件	23.3% 58件
世帯収入	120万円未満	100.0% 33件	42.4% 14件	27.3% 9件	39.4% 13件	30.3% 10件	42.4% 14件
	120～240万円未満	100.0% 57件	31.6% 18件	14.0% 8件	24.6% 14件	26.3% 15件	49.1% 28件
	240～360万円未満	100.0% 76件	38.2% 29件	25.0% 19件	26.3% 20件	28.9% 22件	43.4% 33件
	360～480万円未満	100.0% 30件	16.7% 5件	6.7% 2件	0.0% 0件	6.7% 2件	23.3% 7件
	480～600万円未満	100.0% 8件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	12.5% 1件	12.5% 1件
	600～720万円未満	100.0% 14件	7.1% 1件	0.0% 0件	0.0% 0件	7.1% 1件	7.1% 1件
	720～840万円未満	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	33.3% 1件	33.3% 1件
	840～1000万円未満	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	1000万円以上	100.0% 3件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件

世帯収入別にみると、世帯収入が低くなるほど“あった”という回答の割合は高く、世帯収入が120万円未満の場合、「生活費の支払いに困る」（54.5%）や「子どもの服などが買えないこと」（51.5%）が“あった”という回答の割合は半数を超えています。

(エ) 生活レベルの判定

①～⑩の場面ごとに、この1年間にお金が足りなくて困ったことがあったかどうかについて、回答内容によって以下のように経済的な生活レベルを整理しました。

- 生活レベル1：衣食住に関わる①②③は「よくあった」、「ときどきあった」のみに回答。
その他の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」とい
ういずれの回答も含まれる。
- 生活レベル2：衣食住に関わる①②③のいずれかに「よくあった」、「ときどきあった」と回答。
その他の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」とい
ういずれの回答も含まれる。
- 生活レベル3：衣食住に関わる①②③は、「ほとんどなかった」、「まったくなかった」のみに回答。
その他の項目には、いずれかに「よくあった」、「ときどきあった」と回答。
- 生活レベル4：①～⑩のすべての項目の回答において、「ほとんどなかった」「まったくなかった」とだけ回
答。

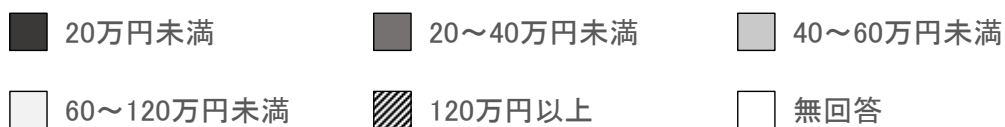
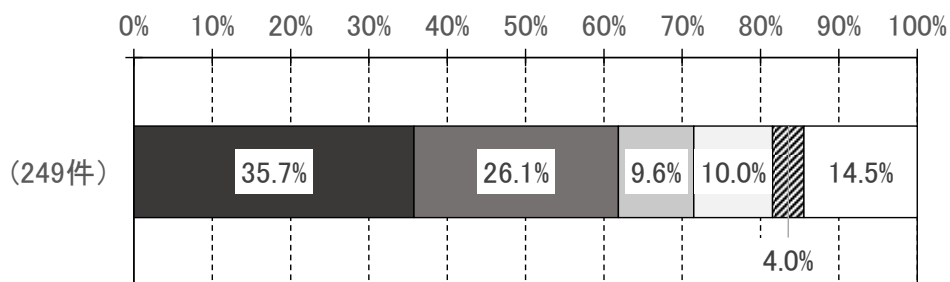


衣食住に関わるすべての項目（①②③）で経済的に困ったことがあるとする「生活レベル1」は18.1%と2割近くを占め、衣食住に関わる項目（①②③）のいずれかで経済的に困ったことがあるとする「生活レベル2」は32.1%と3割を超えており、合わせると全体の半数は衣食住関わる場面において経済的に困ったことがあるとしています。

子どもの教育や生活

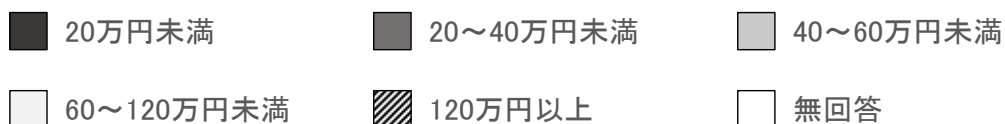
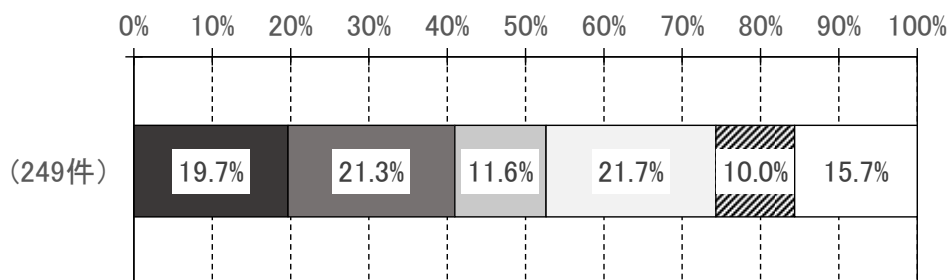
(ア) 子どもにかかる年間の教育費・生活費

<教育費>



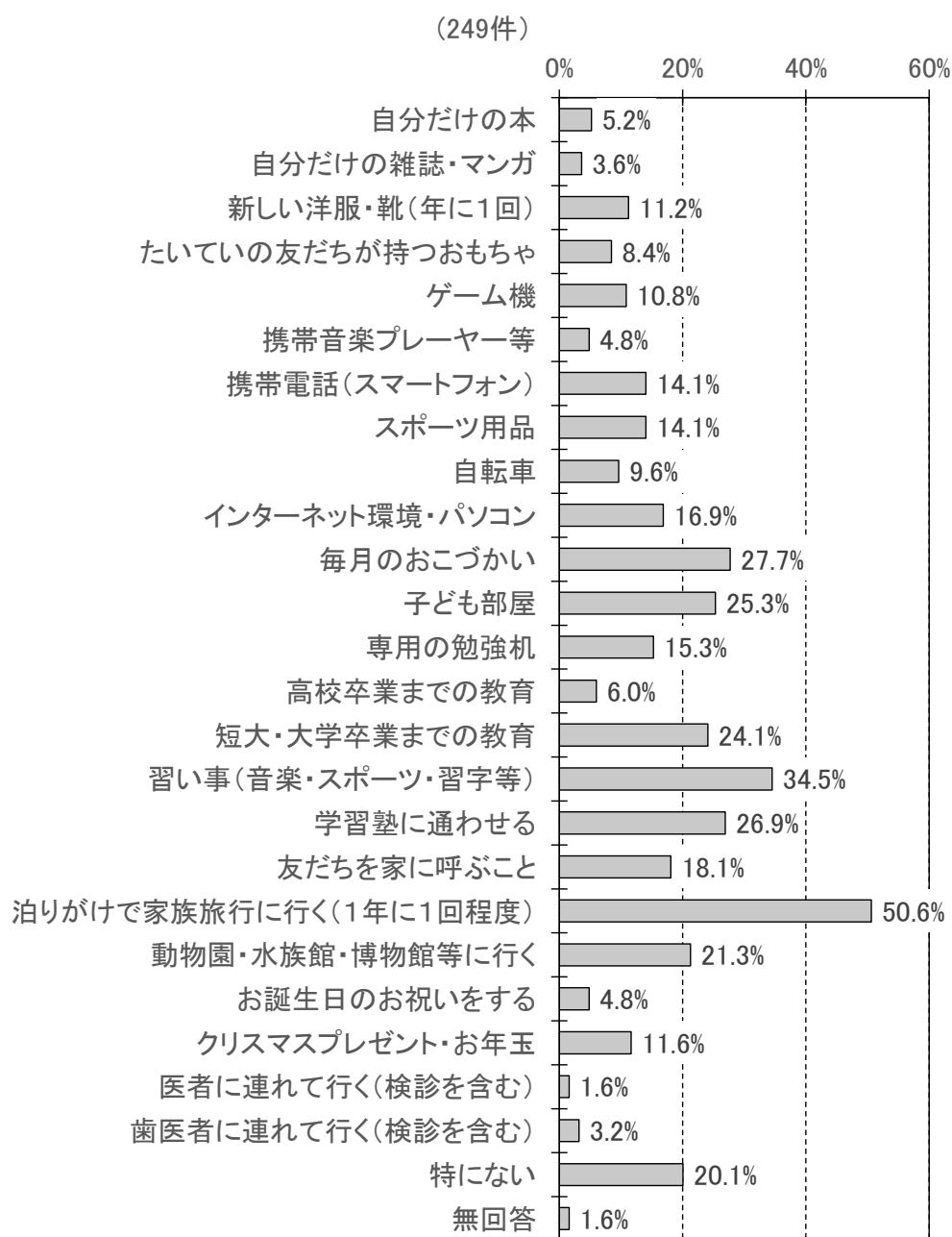
子どもにかかる年間の教育費は「20万円未満」(35.7%)、「20~40万円未満」(26.1%)が多く、全体の平均は35.7万円となっています。

<生活費>



子どもにかかる年間の生活費は「60~120万円未満」(21.7%)、「20~40万円未満」(21.3%)、「20万円未満」(19.7%)などが多く、全体の平均は56.3万円となっています。

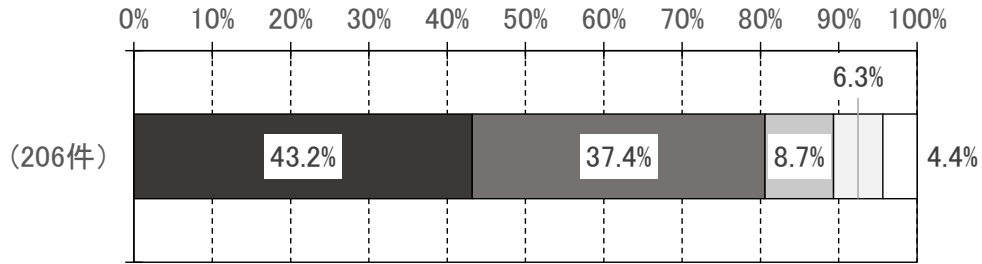
(イ) 経済的理由により子どもにしてあげられないこと



本当は子どもに与えたいのに経済的理由により与えられないことについて聞いたところ、「泊りがけで家族旅行に行く(1年に1回程度)」が50.6%でもっとも多く、ついで「習い事(音楽・スポーツ・習字等)」(34.5%)、「毎月のおこづかい」(27.7%)、「学習塾に通わせること」(26.9%)、「子ども部屋」(25.3%)などが3割前後、「短大・大学卒業までの教育」についても24.1%と2割を超えています。

(ウ) 子どもの学習状況

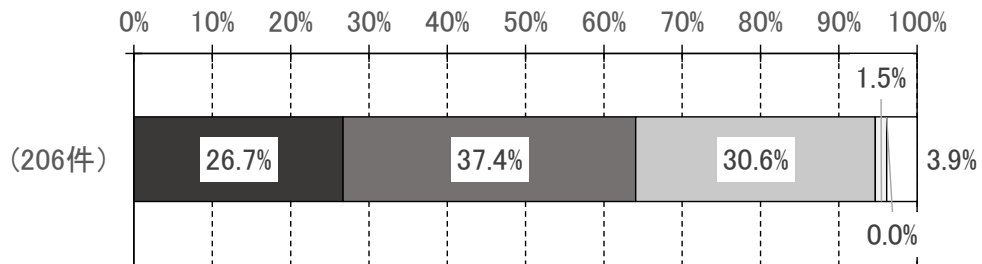
<自宅での勉強時間>



- 1時間以内
- 1時間以上
- 勉強はしていない
- わからない
- 無回答

宛名の子どもが小学生以上の回答者に自宅での勉強時間を聞くと、「1時間以内」(43.2%)と「1時間以上」(37.4%)が4割前後、「勉強していない」は1割を下回っています。

<学校での成績>



- “良い方”
- 普通
- “良くない方”
- わからない
- ▨ 就学していない
- 無回答

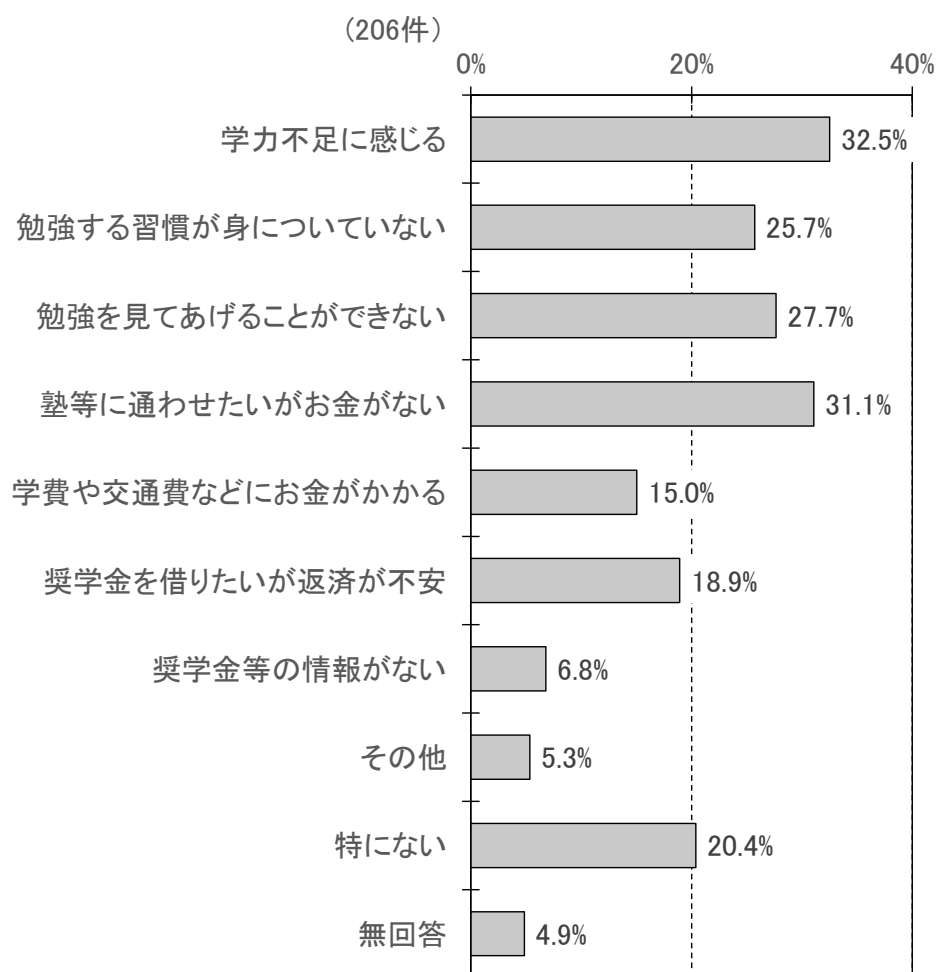
宛名の子ども小学生以上の回答者に学校でも成績について聞くと、「普通」が37.4%でもっとも多くなっています。

「良い方だと思う」、「まあ良い方だと思う」を合わせた“良い方”という回答は26.7%、「あまり良くない方だと思う」、「良くない方だと思う」を合わせた“良くない方”は30.6%で、“良くない方”という回答の割合の方がやや高くなっています。

		n	“良い方”	普通	“良くない方”	わからない	就学していない	無回答
全体		100.0% 206件	26.7% 55件	37.4% 77件	30.6% 63件	1.5% 3件	0.0% 0件	3.9% 8件
生活レベル	生活レベル1	100.0% 36件	13.9% 5件	41.7% 15件	30.6% 11件	8.3% 3件	0.0% 0件	5.6% 2件
	生活レベル2	100.0% 63件	27.0% 17件	31.7% 20件	38.1% 24件	0.0% 0件	0.0% 0件	3.2% 2件
	生活レベル3	100.0% 32件	31.3% 10件	34.4% 11件	31.3% 10件	0.0% 0件	0.0% 0件	3.1% 1件
	生活レベル4	100.0% 69件	30.4% 21件	42.0% 29件	23.2% 16件	0.0% 0件	0.0% 0件	4.3% 3件

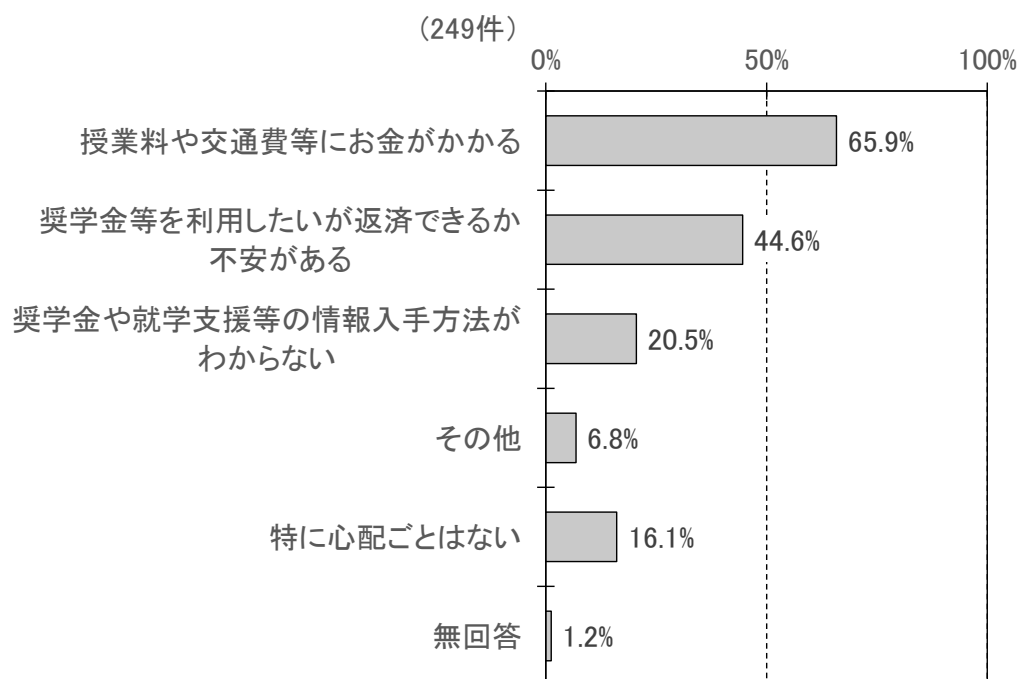
生活レベル別に学校の成績についてみると、概ね生活レベルが高くなるにつれて成績は“良い方”という回答の割合も高くなっています。

(エ) 子どもの教育に関する心配ごと



宛名の子どもが小学生以上の回答者に教育に関する心配ごとを聞くと、「学力不足を感じる」が32.5%でもっとも多く、ついで「塾等に通わせたいがお金がない」(31.1%)、「勉強を見てあげることができない」(27.7%)、「勉強する習慣が身につけていない」(25.7%)などが3割前後となっています。

(オ) 子どもの進学に関する心配ごと

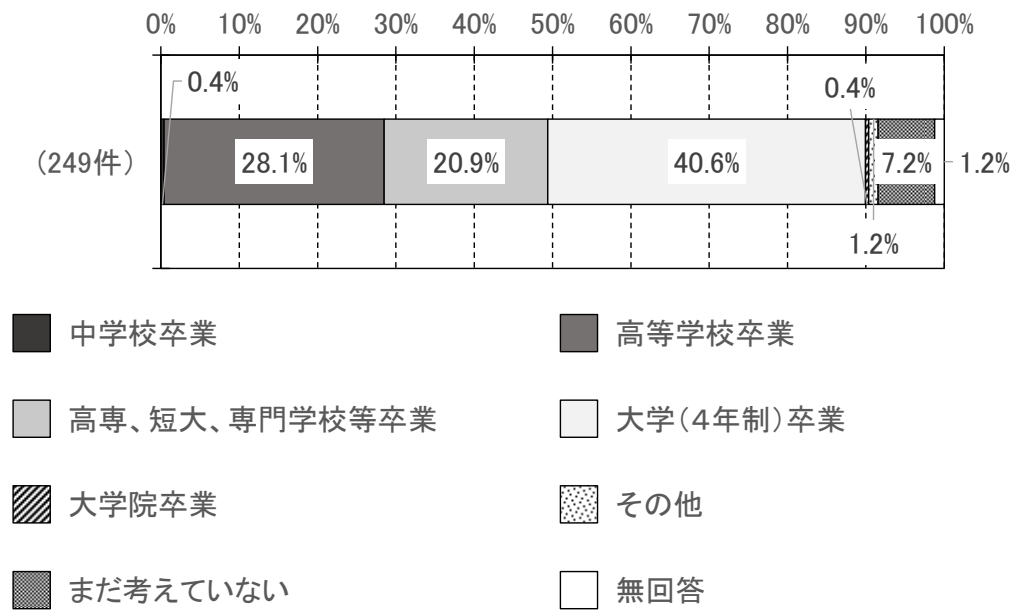


子どもの進学についての心配ごととしては、「授業料や交通費等にお金がかかる」が65.9%でもっとも多く、ついで「奨学金等を利用したいが返済できるか不安がある」が44.6%と、経済的な負担への不安が多く挙げられています。

		n	授業料や交通費等にお金がかかる	奨学金等を利用したいが返済できるか不安がある	奨学金や就学支援等の情報入手方法がわからない	その他	特に心配ごとはない	無回答
全体		249件	65.9%	44.6%	20.5%	6.8%	16.1%	1.2%
世帯収入	120万円未満	33件	63.6%	51.5%	24.2%	9.1%	18.2%	0.0%
	120～240万円未満	57件	68.4%	47.4%	22.8%	3.5%	15.8%	0.0%
	240～360万円未満	76件	78.9%	47.4%	25.0%	7.9%	6.6%	1.3%
	360～480万円未満	30件	53.3%	26.7%	26.7%	3.3%	33.3%	0.0%
	480～600万円未満	8件	37.5%	25.0%	0.0%	37.5%	25.0%	0.0%
	600～720万円未満	14件	71.4%	14.3%	7.1%	7.1%	21.4%	0.0%
	720～840万円未満	3件	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
	840～1000万円未満	0件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1000万円以上	3件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

世帯収入別にみると、360万円未満の世帯で「奨学金等を利用したいが返済できるか不安がある」と回答する割合が半数前後と高く、「奨学金や就学支援等の情報入手方法わからない」は480万円未満の世帯で回答の割合が2割を超え高くなっています。

(カ) 子どもに希望する教育水準

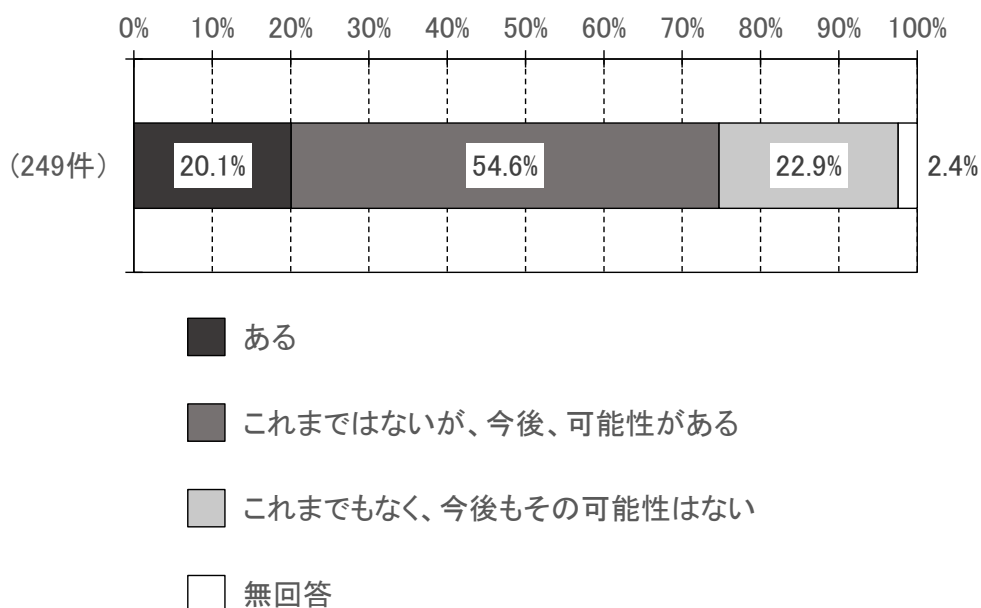


子どもに希望する教育水準としては、「大学（4年制）卒業」（40.6%）という回答がもっとも多く、4割を占めています。

		n	中学校卒業	高等学校卒業	高専、短大、 専門学校等 卒業	大学(4年制) 卒業	大学院卒業	その他
全体		100.0%	0.4%	28.1%	20.9%	40.6%	0.4%	1.2%
		249件	1件	70件	52件	101件	1件	3件
世帯収入	120万円未満	100.0%	0.0%	30.3%	27.3%	33.3%	0.0%	3.0%
		33件	0件	10件	9件	11件	0件	1件
	120～240万円未満	100.0%	1.8%	24.6%	28.1%	33.3%	1.8%	1.8%
		57件	1件	14件	16件	19件	1件	1件
	240～360万円未満	100.0%	0.0%	38.2%	14.5%	44.7%	0.0%	0.0%
		76件	0件	29件	11件	34件	0件	0件
	360～480万円未満	100.0%	0.0%	16.7%	20.0%	50.0%	0.0%	0.0%
		30件	0件	5件	6件	15件	0件	0件
	480～600万円未満	100.0%	0.0%	25.0%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%
		8件	0件	2件	1件	4件	0件	0件
	600～720万円未満	100.0%	0.0%	21.4%	7.1%	50.0%	0.0%	0.0%
		14件	0件	3件	1件	7件	0件	0件
	720～840万円未満	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
		3件	0件	2件	1件	0件	0件	0件
	840～1000万円未満	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	1000万円以上	100.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
		3件	0件	2件	0件	1件	0件	0件
		n	まだ考えていない	無回答				
全体		100.0%	7.2%	1.2%				
		249件	18件	3件				
世帯収入	120万円未満	100.0%	3.0%	3.0%				
		33件	1件	1件				
	120～240万円未満	100.0%	8.8%	0.0%				
		57件	5件	0件				
	240～360万円未満	100.0%	1.3%	1.3%				
		76件	1件	1件				
	360～480万円未満	100.0%	13.3%	0.0%				
		30件	4件	0件				
	480～600万円未満	100.0%	12.5%	0.0%				
		8件	1件	0件				
	600～720万円未満	100.0%	21.4%	0.0%				
		14件	3件	0件				
	720～840万円未満	100.0%	0.0%	0.0%				
		3件	0件	0件				
	840～1000万円未満	100.0%	0.0%	0.0%				
		0件	0件	0件				
	1000万円以上	100.0%	0.0%	0.0%				
		3件	0件	0件				

子どもに希望する教育水準について世帯収入別にみると、世帯収入が240万円未満の世帯では「大学（4年制）卒業」への回答の割合は3割と、240～720万円の世帯に比べてやや低くなっています。

(キ) 経済的理由による進学・就学への影響



経済的理由による進学・就学への影響については、断念したことが「ある」が 20.1%、半数以上が「これまではないが、今後、可能性がある」(54.6%) と回答しています。

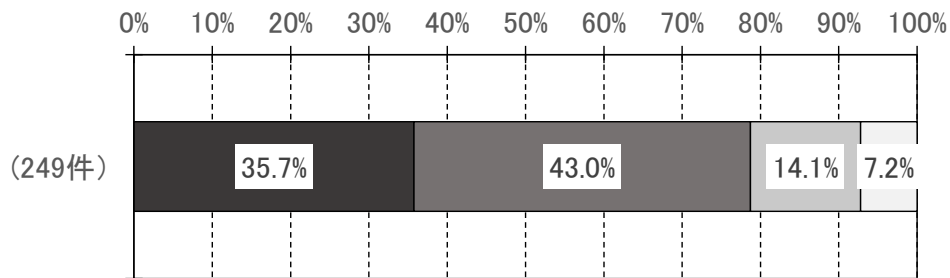
		n	ある	これまではないが、今後、可能性がある	これまでもなく、今後もその可能性はない	無回答
全体		249件	20.1%	54.6%	22.9%	2.4%
世帯収入	120万円未満	33件	24.2%	48.5%	24.2%	3.0%
	120～240万円未満	57件	26.3%	52.6%	21.1%	0.0%
	240～360万円未満	76件	22.4%	57.9%	18.4%	1.3%
	360～480万円未満	30件	3.3%	60.0%	36.7%	0.0%
	480～600万円未満	8件	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%
	600～720万円未満	14件	7.1%	71.4%	14.3%	7.1%
	720～840万円未満	3件	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
	840～1000万円未満	0件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1000万円以上	3件	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%

世帯収入別にみると、進学や就学を断念したことが「ある」という回答は 360 万円未満の世帯で割合が高いのが目立ちます。

また、世帯収入が 600～840 万円未満の世帯では 7 割前後が「これまではないが、今後、可能性がある」と回答しています。

施策要望

(ア) これまでの市の取り組みに対する満足度



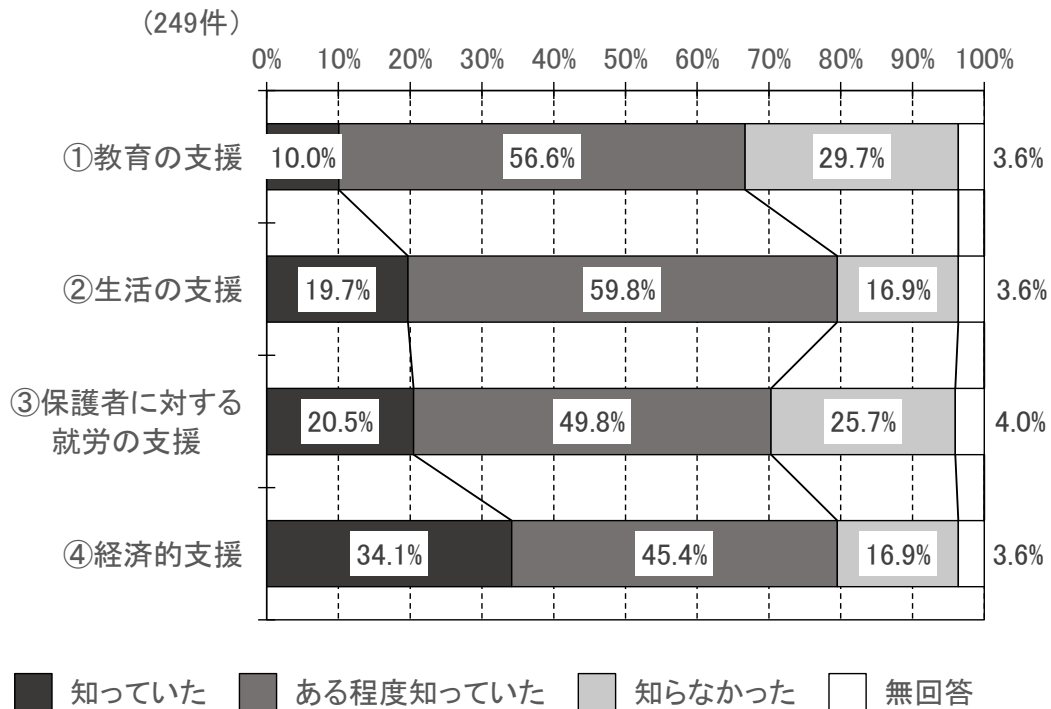
■ "満足" ■ どちらともいえない ■ "不満" ■ 無回答

子ども未来応援計画にもとづく市の取り組みに対する満足度をみると、「どちらともいえない」が43.0%でもっとも多くなっています。

「満足している」と「やや満足している」を合わせた“満足”という回答は35.7%、「やや不満である」と「不満である」を合わせた“不満”という回答は14.1%で、満足の方が不満を上回っています。

(イ) 施策領域ごとの認知度と評価点

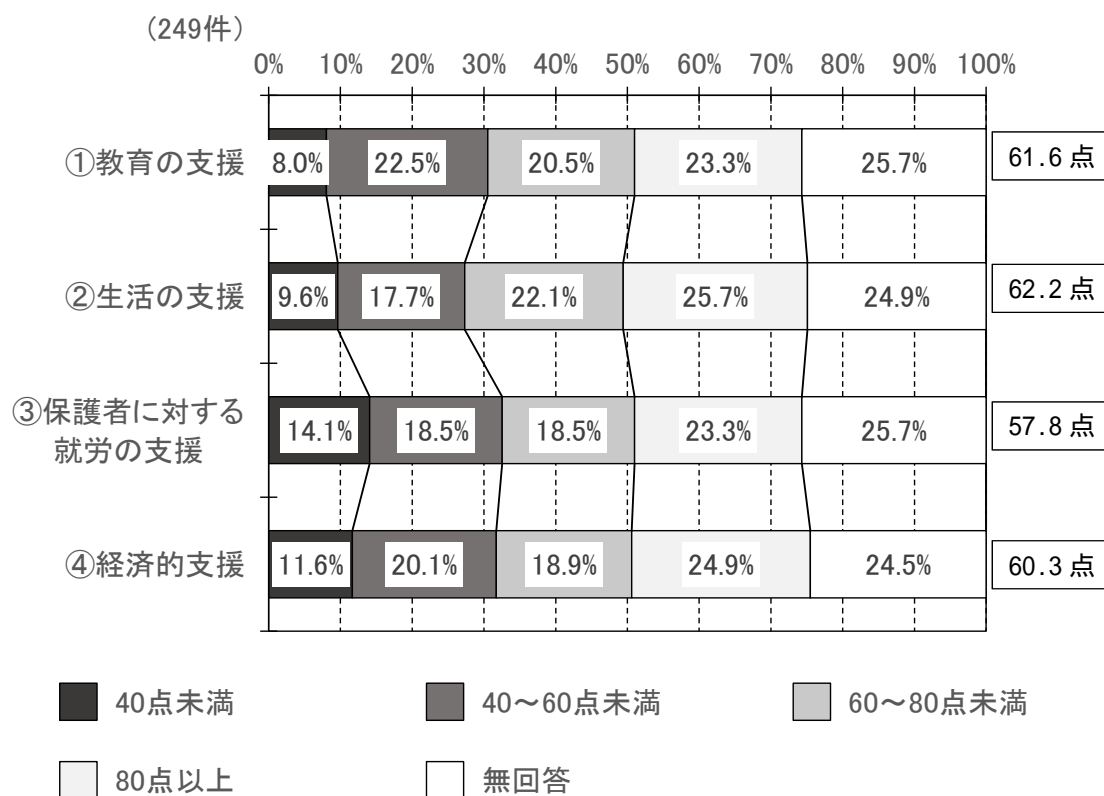
<認知度>



子ども未来応援計画における基本施策の取り組みに対する認知度をみると、いずれの施策も「ある程度知っていた」という回答がもっとも多く、「知っていた」という回答を合わせると、認知度は6割を超えています。

①教育の支援と④保護者に対する就労の支援については、「知らなかった」という回答が2割以上と他の施策に比べてやや認知度は低くなっています。

<評価点>



子ども未来応援計画における基本施策の取り組みに対する評価点をみると、いずれの施策においても「80点以上」の割合がもっとも多く、「60～80点未満」と「40～60点未満」がともに2割前後となっています。

平均すると、②生活支援の評価点が62.2点でもっとも高く、①教育の支援が61.6点、④経済的支援が60.3点、③保護者に対する就労の支援が57.8点となっています。

市の取り組みに対する満足度	n	40点未満	40～60点 未満	60～80点 未満	80点以上	無回答	平均
①教育の支援	100.0% 249件	8.0% 20件	22.5% 56件	20.5% 51件	23.3% 58件	25.7% 64件	61.6点
満足している	100.0% 15件	0.0% 0件	6.7% 1件	6.7% 1件	73.3% 11件	13.3% 2件	85.4点
やや満足している	100.0% 74件	1.4% 1件	14.9% 11件	25.7% 19件	43.2% 32件	14.9% 11件	72.9点
どちらともいえない	100.0% 107件	10.3% 11件	24.3% 26件	21.5% 23件	13.1% 14件	30.8% 33件	55.5点
やや不満である	100.0% 20件	5.0% 1件	50.0% 10件	20.0% 4件	5.0% 1件	20.0% 4件	53.6点
不満である	100.0% 15件	40.0% 6件	33.3% 5件	6.7% 1件	0.0% 0件	20.0% 3件	28.3点
②生活の支援	100.0% 249件	9.6% 24件	17.7% 44件	22.1% 55件	25.7% 64件	24.9% 62件	62.2点
満足している	100.0% 15件	0.0% 0件	0.0% 0件	6.7% 1件	80.0% 12件	13.3% 2件	89.2点
やや満足している	100.0% 74件	1.4% 1件	6.8% 5件	35.1% 26件	41.9% 31件	14.9% 11件	75.0点
どちらともいえない	100.0% 107件	11.2% 12件	22.4% 24件	20.6% 22件	16.8% 18件	29.0% 31件	55.5点
やや不満である	100.0% 20件	25.0% 5件	35.0% 7件	10.0% 2件	10.0% 2件	20.0% 4件	47.8点
不満である	100.0% 15件	40.0% 6件	26.7% 4件	13.3% 2件	0.0% 0件	20.0% 3件	29.2点
③保護者に対する就労の支援	100.0% 249件	14.1% 35件	18.5% 46件	18.5% 46件	23.3% 58件	25.7% 64件	57.8点
満足している	100.0% 15件	6.7% 1件	6.7% 1件	0.0% 0件	73.3% 11件	13.3% 2件	83.1点
やや満足している	100.0% 74件	6.8% 5件	13.5% 10件	24.3% 18件	39.2% 29件	16.2% 12件	68.0点
どちらともいえない	100.0% 107件	17.8% 19件	22.4% 24件	17.8% 19件	12.1% 13件	29.9% 32件	50.2点
やや不満である	100.0% 20件	10.0% 2件	35.0% 7件	20.0% 4件	15.0% 3件	20.0% 4件	55.0点
不満である	100.0% 15件	40.0% 6件	20.0% 3件	13.3% 2件	6.7% 1件	20.0% 3件	33.3点
④経済的支援	100.0% 249件	11.6% 29件	20.1% 50件	18.9% 47件	24.9% 62件	24.5% 61件	60.3点
満足している	100.0% 15件	0.0% 0件	0.0% 0件	26.7% 4件	60.0% 9件	13.3% 2件	87.7点
やや満足している	100.0% 74件	1.4% 1件	8.1% 6件	25.7% 19件	51.4% 38件	13.5% 10件	75.5点
どちらともいえない	100.0% 107件	13.1% 14件	26.2% 28件	20.6% 22件	10.3% 11件	29.9% 32件	52.8点
やや不満である	100.0% 20件	20.0% 4件	45.0% 9件	5.0% 1件	10.0% 2件	20.0% 4件	44.4点
不満である	100.0% 15件	53.3% 8件	13.3% 2件	0.0% 0件	13.3% 2件	20.0% 3件	27.5点

市の取り組みに対して満足度の高い「満足している」、「やや満足している」という回答者では、いずれの施策への評価も高く、概ね平均点は70点を超えています。

また、「満足している」と「やや満足している」を合わせた“満足”層では④経済的支援への評価平均点が77.6点でもっとも高く、ついで②生活の支援が77.4点、①教育の支援は75.0点、③保護者に対する就労の支援は70.6点となっています。

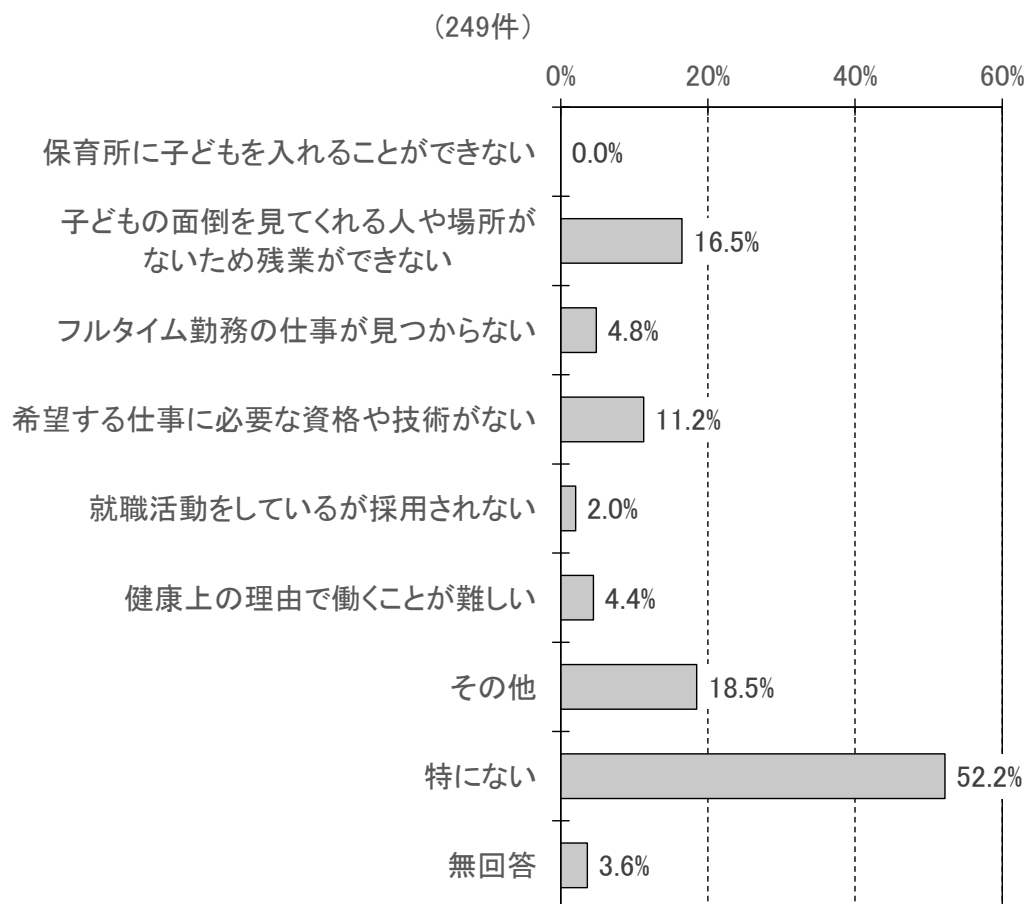
施策ごとの認知度	n	40点未満	40～60点 未満	60～80点 未満	80点以上	無回答	平均	
①教育の支援	100.0%	8.0%	22.5%	20.5%	23.3%	25.7%	61.6点	
	249件	20件	56件	51件	58件	64件		
	知っていた	100.0%	12.0%	16.0%	4.0%	56.0%	12.0%	70.0点
		25件	3件	4件	1件	14件	3件	
	ある程度知っていた	100.0%	2.1%	22.0%	33.3%	27.7%	14.9%	67.2点
		141件	3件	31件	47件	39件	21件	
知らなかった	100.0%	18.9%	28.4%	4.1%	6.8%	41.9%	41.6点	
	74件	14件	21件	3件	5件	31件		
②生活の支援	100.0%	9.6%	17.7%	22.1%	25.7%	24.9%	62.2点	
	249件	24件	44件	55件	64件	62件		
	知っていた	100.0%	10.2%	14.3%	16.3%	51.0%	8.2%	70.1点
		49件	5件	7件	8件	25件	4件	
	ある程度知っていた	100.0%	4.7%	22.8%	30.9%	24.8%	16.8%	64.5点
		149件	7件	34件	46件	37件	25件	
知らなかった	100.0%	28.6%	7.1%	2.4%	4.8%	57.1%	26.4点	
	42件	12件	3件	1件	2件	24件		
③保護者に対する就労の支援	100.0%	14.1%	18.5%	18.5%	23.3%	25.7%	57.8点	
	249件	35件	46件	46件	58件	64件		
	知っていた	100.0%	13.7%	13.7%	17.6%	47.1%	7.8%	65.3点
		51件	7件	7件	9件	24件	4件	
	ある程度知っていた	100.0%	7.3%	26.6%	23.4%	24.2%	18.5%	61.9点
		124件	9件	33件	29件	30件	23件	
知らなかった	100.0%	29.7%	9.4%	12.5%	6.3%	42.2%	37.3点	
	64件	19件	6件	8件	4件	27件		
④経済的支援	100.0%	11.6%	20.1%	18.9%	24.9%	24.5%	60.3点	
	249件	29件	50件	47件	62件	61件		
	知っていた	100.0%	10.6%	18.8%	18.8%	42.4%	9.4%	67.3点
		85件	9件	16件	16件	36件	8件	
	ある程度知っていた	100.0%	6.2%	26.5%	27.4%	23.0%	16.8%	62.4点
		113件	7件	30件	31件	26件	19件	
知らなかった	100.0%	31.0%	9.5%	0.0%	0.0%	59.5%	17.1点	
	42件	13件	4件	0件	0件	25件		

施策ごとの認知度と評価についてみると、いずれの施策においても認知度が高いほど取り組みに対する評価も高く、「知っていた」、「ある程度知っていた」という回答者では平均点は60点を超え、4つの施策のうち①教育の支援と②生活の支援への評価平均点がやや高くなっています。

4つの施策のうち、④経済的支援について「知らなかった」という回答者では評価平均点が17.1点と最も低く、「知っていた」や「ある程度知っていた」という回答者との平均点とに差が見受けられます。

(ウ) 現状の不安や心配・施策要望

<保護者の就労に関する困りごと>



保護者の就労に関して困っていることとしては、「特にない」が 52.2%と半数を超えています。

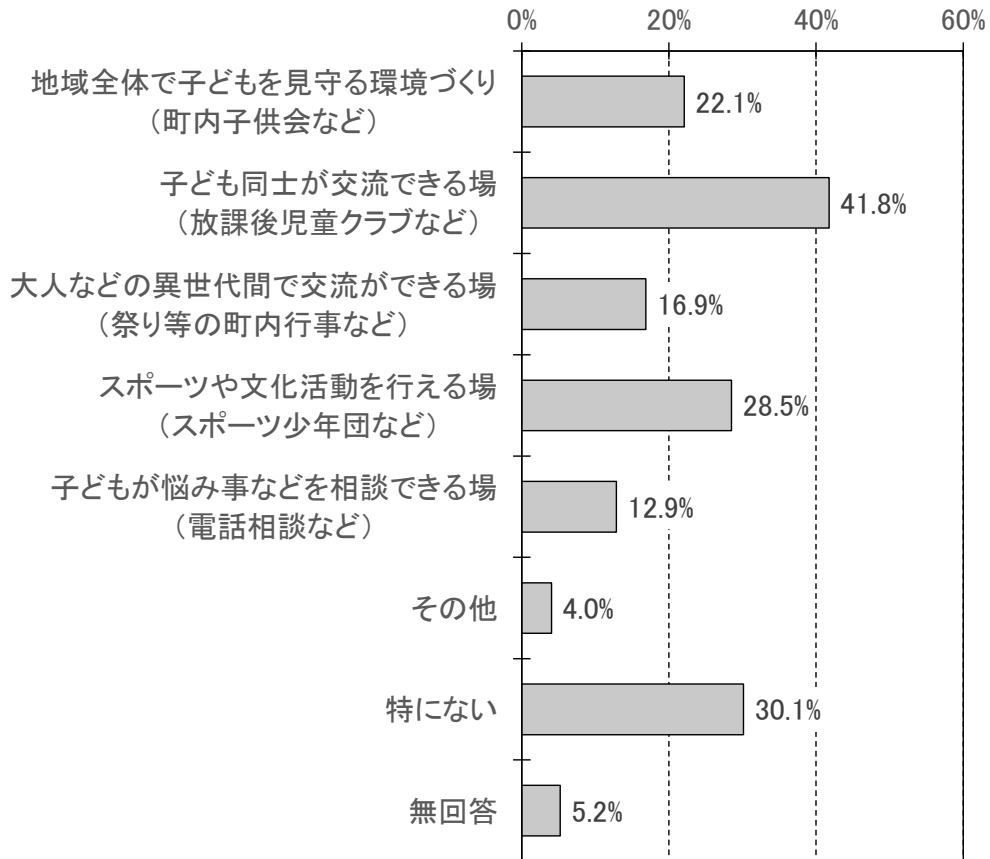
困っていることとしては、「子どもの面倒を見てくれる人や場所がないため残業ができない」(16.5%)、「希望する仕事に必要な資格や技術がない」(11.2%) などが多くなっています。

		n	保育所に子どもを入れることができない	子どもの面倒を見てくれる人や場所がないため残業ができない	フルタイム勤務の仕事が見つからない	希望する仕事に必要な資格や技術がない	就職活動をしているが採用されない	健康上の理由で働くことが難しい	その他
全体		100.0% 222件	0.0% 0件	18.0% 40件	5.4% 12件	11.7% 26件	1.8% 4件	4.5% 10件	18.0% 40件
母親の 就業形態	正社員・正規職員	100.0% 132件	0.0% 0件	15.9% 21件	1.5% 2件	5.3% 7件	0.8% 1件	0.0% 0件	20.5% 27件
	パート・アルバイト等	100.0% 66件	0.0% 0件	25.8% 17件	13.6% 9件	22.7% 15件	1.5% 1件	7.6% 5件	16.7% 11件
	派遣社員	100.0% 2件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	自営業	100.0% 2件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	無職	100.0% 11件	0.0% 0件	18.2% 2件	9.1% 1件	9.1% 1件	18.2% 2件	36.4% 4件	18.2% 2件
	その他	100.0% 4件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	50.0% 2件	0.0% 0件	25.0% 1件	0.0% 0件
		n		特になし	無回答				
全体		100.0% 222件	50.5% 112件	3.6% 8件					
母親の 就業形態	正社員・正規職員	100.0% 132件	60.6% 80件	3.0% 4件					
	パート・アルバイト等	100.0% 66件	34.8% 23件	3.0% 2件					
	派遣社員	100.0% 2件	100.0% 2件	0.0% 0件					
	自営業	100.0% 2件	100.0% 2件	0.0% 0件					
	無職	100.0% 11件	9.1% 1件	9.1% 1件					
	その他	100.0% 4件	25.0% 1件	0.0% 0件					

母親の就業形態別にみると、母親がパート・アルバイト等の場合、「子どもの面倒を見てくれる人や場所がないため残業ができない」(25.8%)、「希望する仕事に必要な資格や技術がない」(22.7%)という回答の割合が正社員・正規職員の場合に比べて高くなっています。

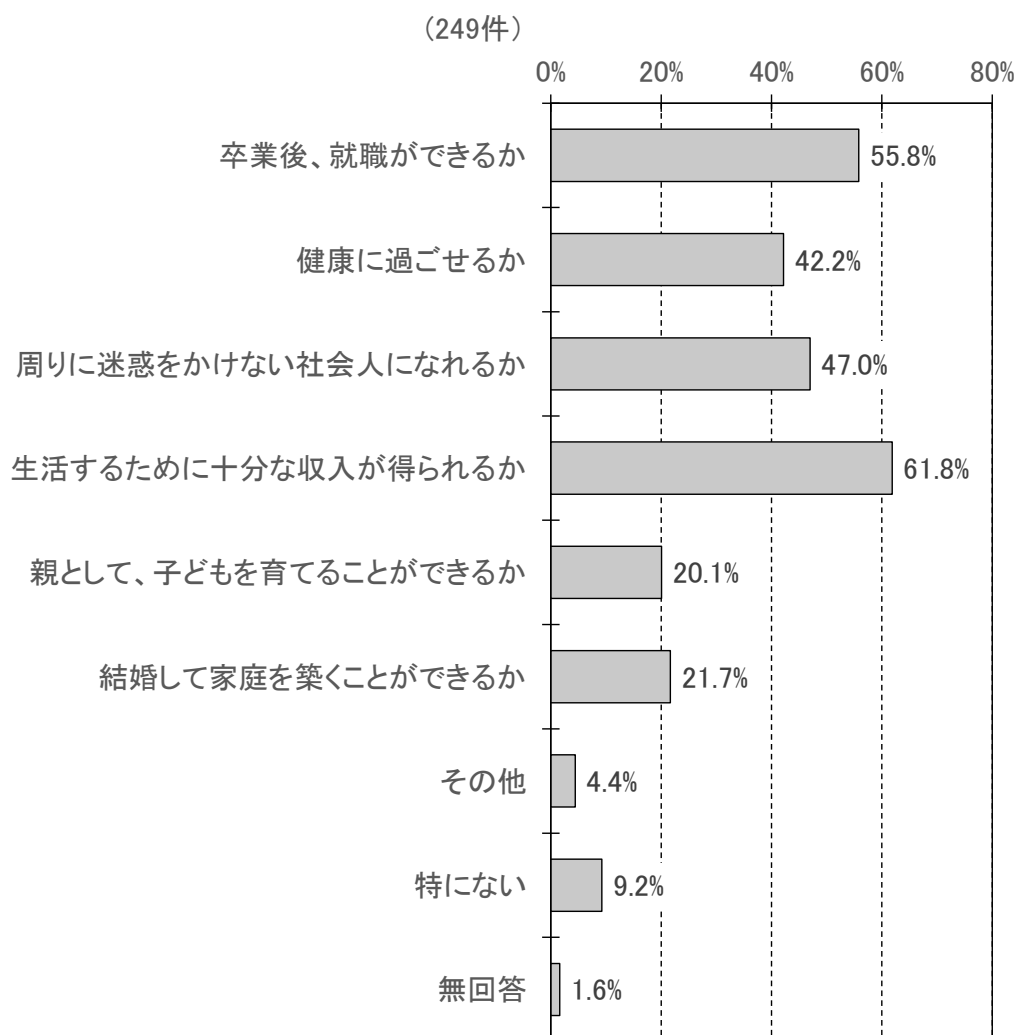
<放課後の子どもの居場所づくりへの支援>

(249件)



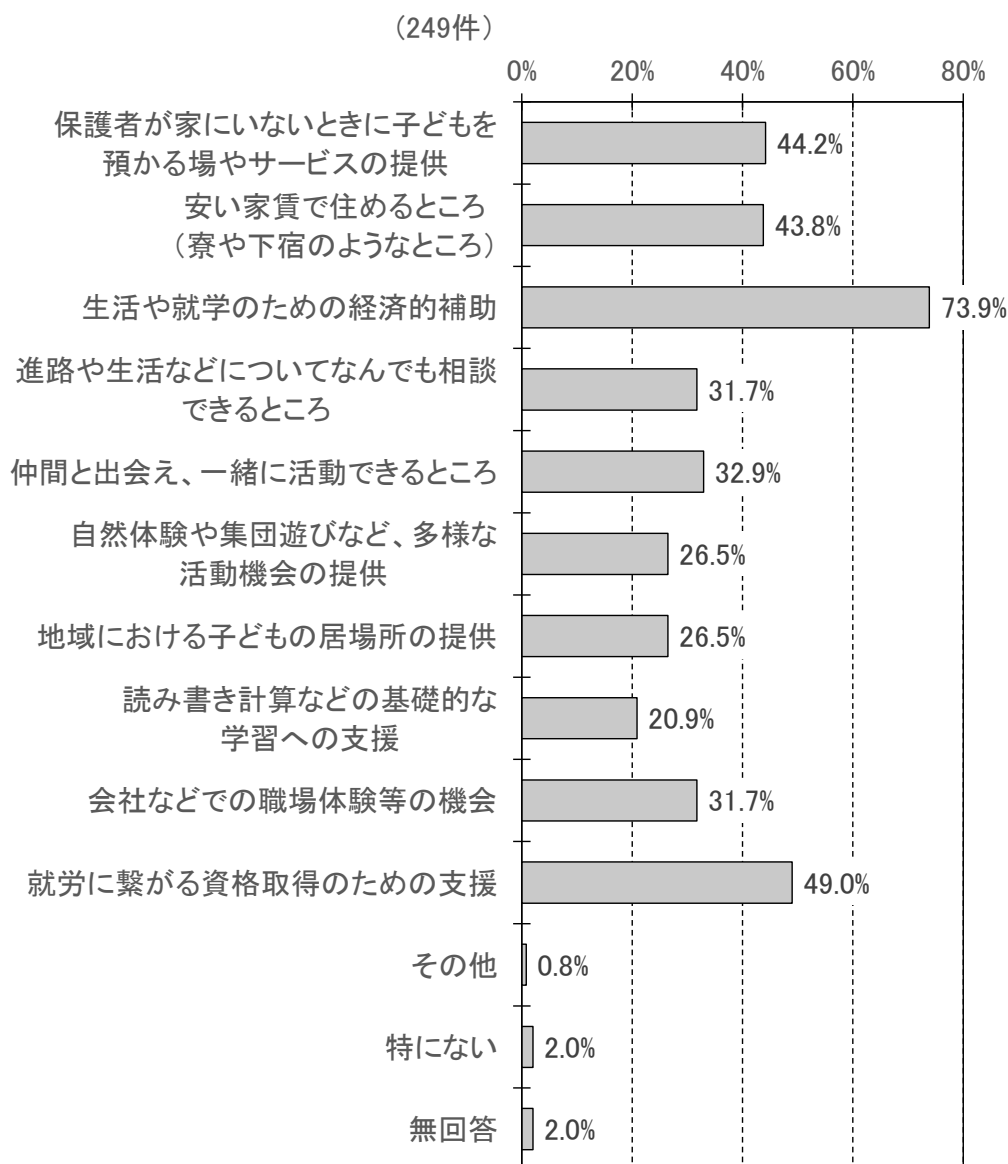
放課後の子どもの居場所づくりについては、「子ども同士が交流できる場（放課後児童クラブなど）」を充実してほしいという回答が41.8%でもっとも多くなっています。

<子どもの将来への心配ごと>



子どもの将来について心配なこととしては、「生活するために十分な収入が得られるか」(61.8%)や「卒業後、就職ができるか」(55.8%)が6割前後で多くなっています。

<子どものために必要と思われる支援>



今後、子どものために必要と思われる支援としては、「生活や就学のための経済的補助」(73.9%)が7割を超え突出して多く、ついで「就労に繋がる資格取得のための支援」(49.0%)、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」(44.2%)、「安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)」(43.8%)などが4割を超えています。

		n	保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなどころ)	生活や就学のための経済的補助	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	地域における居場所の提供
全体		100.0% 249件	44.2% 110件	43.8% 109件	73.9% 184件	31.7% 79件	32.9% 82件	26.5% 66件	26.5% 66件
世帯の種類	母子世帯	100.0% 222件	47.3% 105件	45.9% 102件	76.6% 170件	32.9% 73件	32.9% 73件	27.5% 61件	27.0% 60件
	父子世帯	100.0% 25件	16.0% 4件	24.0% 6件	52.0% 13件	20.0% 5件	32.0% 8件	12.0% 3件	20.0% 5件
		n	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	就労に繋がる資格取得のための支援	その他	特にない	無回答	
全体		100.0% 249件	20.9% 52件	31.7% 79件	49.0% 122件	0.8% 2件	2.0% 5件	2.0% 5件	
世帯の種類	母子世帯	100.0% 222件	22.5% 50件	32.4% 72件	49.5% 110件	0.9% 2件	1.4% 3件	1.8% 4件	
	父子世帯	100.0% 25件	8.0% 2件	20.0% 5件	44.0% 11件	0.0% 0件	8.0% 2件	4.0% 1件	

母子世帯、父子世帯ともに「生活や就学のための経済的補助」や「就労に繋がる資格取得のための支援」への回答が多くなっています。

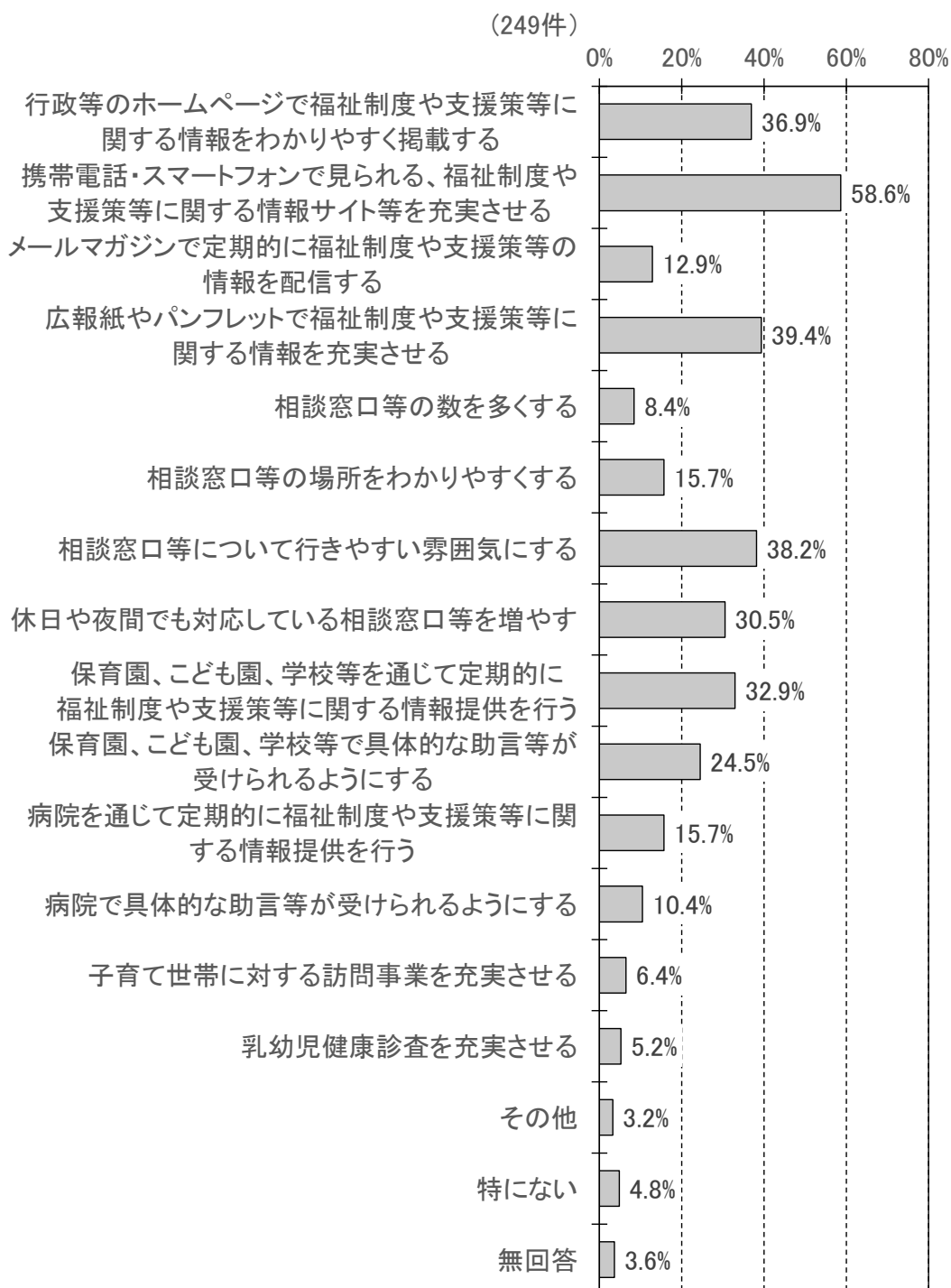
また、父子世帯に比べて母子世帯では「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」への回答の割合が高くなっています。

		n	保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなどころ)	生活や就学のための経済的補助	進路や生活などについてなんでも相談できるところ	仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	地域における居場所の提供
全体		100.0% 249件	44.2% 110件	43.8% 109件	73.9% 184件	31.7% 79件	32.9% 82件	26.5% 66件	26.5% 66件
世帯収入の充足感	足りている	100.0% 9件	66.7% 6件	11.1% 1件	33.3% 3件	33.3% 3件	33.3% 3件	55.6% 5件	44.4% 4件
	だいたい足りている	100.0% 48件	47.9% 23件	31.3% 15件	62.5% 30件	27.1% 13件	35.4% 17件	33.3% 16件	25.0% 12件
	やや足りない	100.0% 106件	44.3% 47件	41.5% 44件	77.4% 82件	34.9% 37件	34.0% 36件	23.6% 25件	31.1% 33件
	まったく足りていない	100.0% 84件	38.1% 32件	56.0% 47件	79.8% 67件	29.8% 25件	29.8% 25件	21.4% 18件	17.9% 15件
		n	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	就労に繋がる資格取得のための支援	その他	特にない	無回答	
全体		100.0% 249件	20.9% 52件	31.7% 79件	49.0% 122件	0.8% 2件	2.0% 5件	2.0% 5件	
世帯収入の充足感	足りている	100.0% 9件	11.1% 1件	22.2% 2件	33.3% 3件	0.0% 0件	11.1% 1件	0.0% 0件	
	だいたい足りている	100.0% 48件	10.4% 5件	41.7% 20件	47.9% 23件	0.0% 0件	2.1% 1件	4.2% 2件	
	やや足りない	100.0% 106件	22.6% 24件	32.1% 34件	45.3% 48件	1.9% 2件	1.9% 2件	1.9% 2件	
	まったく足りていない	100.0% 84件	25.0% 21件	25.0% 21件	54.8% 46件	0.0% 0件	1.2% 1件	1.2% 1件	

全体で回答の多かった「生活や就学のための経済的補助」、「就労に繋がる資格取得のための支援」、「安い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなどころ)」などは充足感が低くなるほど回答の割合が高くなっています。また、「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」についても充足度が低くなるほど回答の割合が高くなっています。

一方、充足度が高くなるにつれて「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」や「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」への回答の割合は高くなっています。

<子どもに役立つ支援を受けやすくするために必要なこと>



子どものために役立つ支援を受けやすくするためには、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が58.6%でもっとも多く、ついで「広報紙やパンフレットで福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる」(39.4%)、「相談窓口等について行きやすい雰囲気にする」(38.2%)などが4割近くとなっています。

		n	行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する	携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報	メールマガジンで定期的に福祉制度や支援策等の情報を配信する	広報紙やパンフレットで福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる	相談窓口等の数を多くする	相談窓口等の場所をわかりやすくする	相談窓口等について行きやすい雰囲気にする
全体		100.0% 249件	36.9% 92件	58.6% 146件	12.9% 32件	39.4% 98件	8.4% 21件	15.7% 39件	38.2% 95件
子どもの養育に対する経済的心配度(2段階)	“心配している”	100.0% 222件	39.2% 87件	61.7% 137件	14.4% 32件	39.6% 88件	9.0% 20件	16.2% 36件	39.2% 87件
	“心配していない”	100.0% 24件	20.8% 5件	37.5% 9件	0.0% 0件	41.7% 10件	4.2% 1件	12.5% 3件	33.3% 8件
		n	休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす	保育園、こども園、学校等を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を	保育園、こども園、学校等で具体的な助言等が受けられるようにする	病院を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を行う	病院で具体的な助言等が受けられるようにする	子育て世帯に対する訪問事業を充実させる	乳幼児健康診査を充実させる
全体		100.0% 249件	30.5% 76件	32.9% 82件	24.5% 61件	15.7% 39件	10.4% 26件	6.4% 16件	5.2% 13件
子どもの養育に対する経済的心配度(2段階)	“心配している”	100.0% 222件	32.9% 73件	33.8% 75件	23.9% 53件	16.7% 37件	10.8% 24件	7.2% 16件	5.4% 12件
	“心配していない”	100.0% 24件	12.5% 3件	29.2% 7件	33.3% 8件	8.3% 2件	8.3% 2件	0.0% 0件	4.2% 1件
		n	その他	特になし	無回答				
全体		100.0% 249件	3.2% 8件	4.8% 12件	3.6% 9件				
子どもの養育に対する経済的心配度(2段階)	“心配している”	100.0% 222件	3.6% 8件	4.1% 9件	2.7% 6件				
	“心配していない”	100.0% 24件	0.0% 0件	12.5% 3件	0.0% 0件				

子どもの養育に対する経済的心配別にみると、“心配している”という世帯では子どものために役立つ支援を受けやすくするためには、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」、「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」への回答の割合が“心配していない”という世帯よりも高いのが目立ちます。

一方、“心配していない”という世帯では、「広報紙やパンフレットで福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる」や「保育園、こども園、学校等で具体的な助言等が受けられるようにする」への回答の割合が“心配している”という世帯を上回っています。

3 課題・今後の方向性

(1) 概況データからみた課題・方向性

- 小・中学生の数は減少傾向。
- 要保護児童・生徒、準要保護児童・生徒の数はともに減少傾向。とくに要保護児童・生徒の数は大きく減少。
- 児童手当の対象となる児童の数は減少傾向。
- 児童扶養手当受給者数は減少傾向。
- 生活保護率は減少傾向にあるものの、生活保護の被保護世帯数は600世帯台で推移。
- 生活保護の被保護人員の内訳をみると、「生活扶助」「医療費扶助」「住宅扶助」が多い。

- ☆子どもの数は減少しており、それにともない、要保護・準要保護の児童・生徒数、児童手当や児童扶養手当の受給者数も減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くものと考えられます。
- ☆生活保護を必要とする世帯も減少傾向にあるものの、被保護世帯数の減少はゆるやかで今後も一定数、生活保護を必要とする世帯が発生すると考えられます。
- ☆支援を必要とする世帯や子どもたちの数自体は減少傾向にあると考えられますが、子どもの数と比例して同じ程度支援を必要とする世帯や子どもたち数も減少するわけではなく、今後も一定数支援を必要とする人が発生すると思われます。
- ☆今後必要とされる支援の規模も子どもの数の減少に合わせて縮小するということではなく、現状の支援の規模をベースに、ある程度の規模を確保した上で、状況に応じて調整していくということが必要になると思われます。
- ☆生活保護の扶助内容としては「生活扶助」、「医療費扶助」、「住宅扶助」が多くなっており、生活保護世帯以外においても必要とされる支援の内容に同様の傾向を持つことが考えられます。必要とされる支援に対して、生活保護以外の支援メニューの紹介や情報提供を行ったり、場合によっては独自の支援メニューを検討していくなど、生活保護を利用しなくても自立して生活していくことができるように、幅広い支援を展開していくことも大事なのではないかと思います。

(2) アンケート調査結果からみた課題・方向性

- ひとり親世帯等においては「母子家庭」の占める割合が高く、全体の半数は親と子のみの世帯となっている。
- 回答のあった世帯の世帯収入の平均は 293.2 万円となっており、「240～360 万円未満」が全体の3割を占めている。世帯収入 480 万円未満の世帯では世帯収入に対して“足りていない”（「まったく足りない」、「やや足りない」）という評価が6割以上を占めている。
- この1年間で経済的に困ったこととしては、“子どもの服などが買えないこと”、“塾や習い事に通わせられないこと”、“生活費の支払いに困ること”が多く、世帯収入が低くなるほどその割合は高くなっている。
- 子どもにかかる年間の教育費の平均は 35.7 万円、生活費の平均は 56.3 万円。
- 経済的理由により、子どもにしてあげられないこととしては、半数が「泊りがけで家族旅行に行く（1年に1回程度）」を挙げている。
- 生活レベル1、2という世帯では、子ども（小学生以上）の成績が“良くない方”（「良くない方だと思う」、「あまり良くない方だと思う」）だと思ふという回答の割合が“良い方”（「良い方だと思う」、「まあ良い方だと思う」）だと思ふという回答の割合を上回っている。
- 子どもの教育に関する心配事としては、「塾等に通わせたいがお金がない」（31.1%）が3割を超えており、子どもの進学に関する心配としては「授業料や交通費等にお金がかかる」（65.9%）への回答が6割を超えている。
- 子どもに希望する教育水準は「大学（4年制）卒業」が約4割を占めているものの、概ね世帯収入が低くなるほど割合は低くなっており、240 万円未満の世帯では3割台となっている。
- これまでの本市の貧困対策に対する4つの取り組みについてはいずれも6割以上が認知（「知っていた」、「ある程度知っていた」）しており、取り組みに対する満足度も“満足”（「満足している」、「やや満足している」）が35.7%と、“不満”（「不満である」、「やや不満である」）の14.1%を上回っている。
- 施策に対する認知度が高いほど取り組みに対する満足度が高く、市の取り組みに満足している層では“経済的支援”や“教育の支援”に対する評価点が高い。
- 今後、子どものために必要と思われる支援としては、「生活や就学のための経済的補助」（73.9%）が7割以上となっている。
- 支援を受けやすくするための環境整備としては、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が58.6%でもっとも多くなっている。

- ☆第1期計画策定時に実施した0～18歳までの子どもを持つ世帯を対象としたアンケート調査では、世帯収入の平均は520.3万円であり、ひとり親世帯に限定しても348.6万円となっており、今回調査からみると、世帯収入は減少している状況がうかがえます。
- ☆前回調査における子どもにかかる教育費は43.7万円（ひとり親）、生活費は54.6万円（ひとり親）となっており、生活費は大きく変わらないものの、教育費は世帯収入の減少と比例して減少しています。
- ☆経済的に困ったこととして“塾や習い事に通わせられないこと”が挙げられていたり、子どもの教育に関する心配としても「塾等に通わせたいがお金がない」への回答が多く、世帯収入の減少は、子どもの教育に対する経済的な不安につながっているように思われます。また、経済的に困ったことがある世帯の方が子どもの成績に関しても良くない方だと思いう評価の割合が高く、世帯収入が低いほど、子どもに対して「大学（4年制）卒業」を希望する割合が低くなるなど、世帯の経済的な安定と子どもの教育とは密接につながっているように思われます。
- ☆世帯収入と子どもの教育の関係を考えると、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念である“子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する”を目指す上では、教育の支援を充実させ、世帯の収入にかかわらず、すべての子どもが安定的に学ぶことができる環境を整備することが、非常に重要だと思われれます。
- ☆本市の子どもの貧困対策に対する取り組みについては、ひとり親世帯等における認知度は高く、満足度も低くはない状況です。
- ☆施策に対する認知度が高いほど取り組み全体に対する満足度が高いため、取り組みに対する周知活動の重要性は高いと考えられます。
- ☆市の取り組みに満足している層では“経済的支援”や“教育の支援”に対する評価点が高く、これらの取り組みが全体的な満足度の向上に関係しているのではないかと考えられます。
- ☆これまでの本市の取り組みについては一定の評価を得られているものと思われ、今後も引き続き、施策・事業を継続していくことが必要と考えます。
- ☆これまでの施策・事業の継続を基本とした上で、「生活や就学のための経済的補助」への期待が大きいことなどを踏まえ、既存事業の充実や、新しい取り組みの検討などを進めていきます。また支援を受けやすくするための環境整備としては「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」など、多様な情報提供により、支援情報を支援を必要としている人に適切に届けることが期待されており、今後も情報提供の充実に努めていきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と目指す姿

第1期計画の基本理念は、国や秋田県の掲げている基本理念を踏まえ、“子どもと子育て家庭に寄りそい見守り支えていく地域性”と“多様な課題に柔軟に対応できる計画の進行管理体制”の構築を目指し、「すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるよう みんなで寄りそい支えるまち」を基本理念として施策の展開を図ってきました。

この基本理念は子どもの貧困対策のみならず、本市の子ども・子育て支援の目指すべき長期的な目標であり、国や県も法改正や計画改訂があったものの引き続き同じ基本理念を掲げ取り組んでいることから、本計画においてもこれまでの基本理念を継承して引き続き地域社会全体で子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるように取り組んでいくものとします。

基本理念

すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるよう
みんなで寄りそい支えるまち

目指す姿

- 子どもと子育て家庭に寄りそい見守り支えていく地域性
- 多様な課題に柔軟に対応できる計画の進行管理体制
- ネットワークによる網羅的支援ができる体制の構築

秋田県の「第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」では、第1次計画の基本理念を継承しつつ、これまでの4つの重点施策に加え、新たに5つ目の重点施策としてネットワークによる網羅的支援を加えています。

これまで子どもと子育て家庭を支えていくための地域ネットワークの構築について取り組まれてはいましたが、県民全体で子どもや子育て家庭を見守り支える気運を一層高めることを目指し、重点施策のひとつとして設定されたものと思われます。

本市においても県の動向を踏まえ、“ネットワークによる網羅的支援ができる体制の構築”を目指すべき姿のひとつとして新たに掲げていきます。

2 基本施策と施策の体系

本市においては、以下の5項目を基本施策として重点的に取り組んでいきます。

基本施策1：教育の支援

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられるための環境整備を目指します。

基本施策2：生活の支援

子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立しないように相談支援の充実を図り、子どもたちの健康で健やかな成長を支援します。

基本施策3：保護者に対する就労の支援

子どもたちが安定した生活を送ることができるように、保護者が一定の収入を得られるように、関係機関と連携して、ひとり親家庭やそれぞれの家庭の状況に応じた就労の支援を行っていきます。

基本施策4：経済的支援

各種助成制度等について周知し、経済的支援を必要とする人たちが適切に活用できるように相談支援を推進します。

基本施策5：ネットワークによる網羅的支援

子育て家庭の抱える様々な課題に対応して、適切な支援を行っていくためには、地域の多様な関係者や関係機関が緊密に連携を図り、現状や課題を共有し、それぞれの対象者にあった支援へと円滑につないでいくことができることが重要となるため、県と情報共有や連携を図りながら、ネットワークによる網羅的支援を展開できるように体制整備を進めていきます。

【基本理念】

すべての子どもが夢と希望を持ち成長できるよう
みんなで寄りそい支えるまち

【基本施策】

【施策の方向】

<p>〔1〕 教育の支援</p>	<p>（1）大館ふるさとキャリア教育を基礎とした総合的な支援</p>	<p>学校教育による学力保障と学習機会の拡大 大学校を窓口とした福祉関連機関との連携 生活困窮世帯への学習支援</p>
	<p>（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上</p>	<p>保育料助成事業 就学前施設関連事業 地域子ども・子育て支援事業</p>
	<p>（3）就学支援の推進</p>	<p>要保護・準要保護児童生徒の就学援助 高等学校等就学支援 奨学資金制度 特別支援教育に関する支援 母子生活支援施設 リサイクル事業 各種相談</p>
	<p>（4）高校・大学等進学に対する教育機会の提供</p>	<p>奨学資金制度(再掲) 民間団体奨学資金制度 高校生等奨学給付金等 各種貸付金</p>
<p>〔2〕 生活の支援</p>	<p>（1）保護者の生活支援</p>	<p>ひとり親家庭支援 地域子ども・子育て支援事業 生活困窮者自立相談支援事業</p>
	<p>（2）子どもの生活支援</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業 放課後児童健全育成事業 食育推進 児童虐待防止対策の充実 学生寮</p>
	<p>（3）母子の健康支援</p>	<p>大館市子育て世代包括支援センター事業 妊産婦事業 乳幼児事業</p>
	<p>（4）住宅支援</p>	<p>住宅整備資金助成事業 公営住宅等の利用 生活困窮者自立相談支援事業</p>
	<p>（5）その他の生活の支援</p>	<p>子どもの発達に関する支援 児童の送迎支援 子育て情報の提供</p>
<p>〔3〕 保護者に対する 就労の支援</p>	<p>（1）就労に関する相談・情報提供</p>	<p>自立支援及び相談</p>
	<p>（2）資格・技能の取得に向けた支援</p>	<p>自立支援・教育訓練 技能習得資金や生活資金等の貸付</p>
<p>〔4〕 経済的支援</p>	<p>（1）経済的支援</p>	<p>子育てに関する手当、助成 保育料助成・就学援助事業等 福祉医療制度 ひとり親等家庭支援 生活保護 不妊治療支援</p>
<p>〔5〕 ネットワークによる 網羅的支援</p>	<p>（1）地域ネットワークによる支援の推進</p>	
	<p>（2）地域ネットワークの構築・推進</p>	
	<p>（3）大館市のコーディネート力の強化</p>	

第4章 施策の展開

1 本計画における施策・事業の一覧

基本施策	施策の方向	施策・事業	事業番号		
1 教育の支援	(1) 大館ふるさとキャリア教育を基礎とした総合的な支援	① 学校教育による 学力保障と学習 機会の拡大	○少人数学習推進事業	No.1 — P.65	
			○おおだて型学力の向上	No.2 — P.65	
			○百花繚乱作戦と子どもハローワーク	No.3 — P.65	
			○コミュニティ・スクール	No.4 — P.65	
			○地域学校協働活動事業	No.5 — P.65	
			○高校生学校生活サポート事業	No.6 — P.66	
		② 学校を窓口とした 福祉関連機関 との連携	○スペース・イオおおだて	No.7 — P.66	
			○スクールソーシャルワーカー 配置事業	No.8 — P.66	
			○スクールカウンセラー、 広域カウンセラー配置事業	No.9 — P.66	
			○スクールカウンセラーの派遣	No.10 — P.66	
			○すこやか電話（相談電話）	No.11 — P.66	
			○適応指導大館おおとり教室	No.12 — P.67	
			○子育て相談会	No.13 — P.67	
			○就学教育相談	No.14 — P.67	
	③ 生活困窮世帯へ の学習支援	○高等学校等就学支援金	No.15 — P.67		
		○学習支援事業	No.16 — P.67		
		○高等教育の就学支援新制度	No.17 — P.67		
	(2) 貧困の連鎖を防ぐ ための幼児教育の 無償化の推進及び 幼児教育の質の向 上	① 保育料助成事業	○すこやか子育て支援事業	No.18 — P.68	
			○すこやか療育支援事業	No.19 — P.68	
		② 就学前施設 関連事業	○保育所緊急整備事業費補助金	No.20 — P.68	
			○施設型給付費	No.21 — P.68	
			○私立幼稚園整備費補助金	No.22 — P.68	
			○私立幼稚園運営費補助金	No.23 — P.68	
		③ 地域子ども ・子育て支援 事業	○一時保育、延長保育、病児・病児後 保育、休日保育等の事業実施または 民間の事業実施に対する補助	No.24 — P.69	
		(3) 就学支援の推進	① 要保護 ・準要保護 児童生徒の 就学援助	○義務教育就学援助制度	No.25 — P.69
				○高等学校等就学支援金 【再掲】	No.15 — P.67
	② 高等学校等 就学支援		○私立高等学校就学支援事業補助金 （私立学校授業料軽減補助・私立学 校入学金軽減補助）	No.26 — P.69	
○高校生学校生活サポート事業 【再掲】			No.6 — P.66		
○高等学校等奨学給付金			No.27 — P.69		
○高等学校定時制・通信制課程 修学資金			No.28 — P.69		
○高等教育の就学支援新制度 【再掲】			No.17 — P.67		

基本施策	施策の方向	施策・事業	事業番号	
前頁のつづき 1 教育の支援	前頁のつづき (3) 就学支援の推進	③ 奨学資金制度	○大館市奨学資金制度	No.29 — P.69
			○大館市奨学資金制度（医学生）	No.30 — P.70
			○大館市立総合病院看護師奨学金制度	No.31 — P.70
			○保育士修学資金貸付制度	No.32 — P.70
			○秋田県奨学金返還助成制度 （県内就職者）	No.33 — P.70
			○大館市奨学金返還助成制度 （市内就労者）	No.34 — P.70
		④ 特別支援教育に関する支援	○特別支援教育就学奨励費	No.35 — P.71
		⑤ 母子生活支援施設	○入所世帯児童への学習支援	No.36 — P.71
		⑥ リサイクル事業	○制服等の無料引き取り及び販売	No.37 — P.71
		⑦ 各種相談	○スクールソーシャルワーカー 配置事業 【再掲】	No.8 — P.66
			○スクールカウンセラー、 広域カウンセラー配置事業 【再掲】	No.9 — P.66
			○スクールカウンセラーの派遣 【再掲】	No.10 — P.66
			○すこやか電話（相談電話） 【再掲】	No.11 — P.66
	○子育て相談会 【再掲】		No.13 — P.67	
	○就学教育相談 【再掲】		No.14 — P.67	
	(4) 高校・大学等進学 に対する教育機会 の提供	① 奨学資金制度 (再掲)	○大館市奨学資金制度 【再掲】	No.29 — P.69
			○大館市奨学資金制度（医学生） 【再掲】	No.30 — P.70
			○大館市立総合病院看護師奨学金制度 【再掲】	No.31 — P.70
			○保育士修学資金貸付制度 【再掲】	No.32 — P.70
			○秋田県奨学金返還助成制度 （県内就職者） 【再掲】	No.33 — P.70
○大館市奨学金返還助成制度 （市内就労者） 【再掲】			No.34 — P.70	
② 民間団体奨学資 金制度			○日本学生支援機構	No.38 — P.71
○秋田県育英会		No.39 — P.71		
○各種金融機関		No.40 — P.71		

基本施策	施策の方向	施策・事業	事業番号			
前頁のつづき 1 教育の支援	前頁のつづき (4) 高校・大学等進学 に対する教育機会 の提供	③ 高校生等奨学給 付金等	○高等学校等就学支援金 【再掲】	No.15 — P.67		
			○私立高等学校就学支援事業補助金 (私立学校授業料軽減補助・私立学 校入学金軽減補助) 【再掲】	No.26 — P.68		
			○高等学校等奨学給付金 【再掲】	No.27 — P.69		
			○高等学校定時制・通信制課程 修学資金 【再掲】	No.28 — P.69		
			○高等学校定時制課程夜食費補助、高 等学校定時制課程教科書及び通信制 課程教科書学習書給与給付金	No.41 — P.72		
			○高等教育の就学支援新制度 【再掲】	No.17 — P.67		
		④ 各種貸付金	○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	No.42 — P.72		
			○生活福祉資金貸付事業	No.43 — P.72		
		2 生活の支援	(1) 保護者の生活支援	① ひとり親家庭 支援	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 (県北 NPO 支援センター)	No.44 — P.72
					○母子・父子自立支援員の配置	No.45 — P.72
○ひとり親家庭 就業・自立支援センター事業	No.46 — P.72					
○母子生活支援施設等入所 (白百合ホーム)	No.47 — P.73					
② 地域子ども ・子育て支援 事業	○ファミリー・サポート・センター事 業(県北 NPO 支援センター)			No.48 — P.73		
	○病児・病児後保育事業(マミースマ イル、エンジェル、キッズテラス ア ット セイジュ)			No.49 — P.73		
	○一時預かり事業 (白百合ホーム、たしろ保育園)			No.50 — P.73		
	○夜間養護(トワイライトステイ)等 事業(白百合ホーム)			No.51 — P.73		
	○休日保育事業			No.52 — P.74		
	○個人・グループによる託児			No.53 — P.74		
③ 生活困窮者 自立相談支援事 業	○就労支援員の配置			No.54 — P.74		
	○生活困窮者の相談・支援			No.55 — P.74		
	○休日福祉相談会の開催			No.56 — P.74		
	○住居確保給付金			No.57 — P.75		
(2) 子どもの生活支援	① 地域子ども ・子育て支援事 業		○地域子育て支援拠点事業 (子育て広場、つどいの広場)	No.58 — P.75		
			○ファミリー・サポート・センター事 業(県北 NPO 支援センター) 【再掲】	No.48 — P.73		
			○利用者支援事業	No.59 — P.75		
	② 放課後児童 健全育成事業		○放課後児童クラブ、 放課後子ども教室	No.60 — P.75		
			○スポーツ少年団	No.61 — P.75		
	③ 食育推進		○学校給食の実施	No.62 — P.75		
		○食育推進委員会	No.63 — P.76			
	④ 児童虐待 防止対策の充実	○子ども食堂(団体の有志によるボラ ンティア活動)	No.64 — P.76			
○大館市子ども・家族支援 ネットワーク会議		No.65 — P.76				

基本施策	施策の方向		施策・事業	事業番号
頁のつづき 2 生活の支援	前頁のつづき (2) 子どもの生活支援	⑤ 学生寮	○首都圏での住居支援 男子寮及び女子寮（秋田県出身者）	No.66 — P.76
	(3) 母子の健康支援	① 大館市 子育て世代 包括支援センタ ー事業	○大館市子育てサポート さんまある	No.67 — P.76
			○専用電話相談	No.68 — P.77
			○電話訪問（妊娠 34 週、生後 2 週）	No.69 — P.77
			○産科病棟訪問	No.70 — P.77
			○臨床心理士による相談	No.71 — P.77
			○来所相談	No.72 — P.77
			○家庭訪問	No.73 — P.77
			○子育て支援講座	No.74 — P.78
			○妊産婦支援プラン作成	No.75 — P.78
		② 妊産婦事業	○母子健康手帳交付及び相談	No.76 — P.78
			○妊産婦健康診査等及び 妊婦歯科健康診査の受診票交付	No.77 — P.78
			○妊産婦健康教育	No.78 — P.78
			○妊産婦訪問指導	No.79 — P.79
			○養育支援訪問事業	No.80 — P.79
			○産前・産後ママサポート事業 ○産後ケア事業	No.81 — P.79 No.82 — P.79
		③ 乳幼児事業	○乳幼児健康診査（4 か月、10 か月、 1 歳 6 か月、2 歳児歯科、3 歳）	No.83 — P.79
			○乳幼児健康相談（7 か月）	No.84 — P.79
			○乳幼児健康教室（5 か月、11・12 か月児、2 歳 6 か月）	No.85 — P.80
	○乳幼児訪問指導		No.86 — P.80	
	○乳児家庭全戸訪問事業		No.87 — P.80	
	○フッ化物洗口事業及び フッ化物塗布事業		No.88 — P.80	
	(4) 住宅支援	① 住宅整備資金 助成事業	○ひとり親家庭等 住宅整備資金貸付事業	No.89 — P.80
			○住宅リフォーム支援事業	No.90 — P.81
		② 公営住宅等の 利用	○母子生活支援施設等入所 （白百合ホーム） 【再掲】	No.47 — P.73
	③ 生活困窮者 自立相談支援 事業	○住居確保給付金 【再掲】	No.57 — P.75	
	(5) その他の 生活の支援	① 子どもの 発達に関する 支援	○満 5 歳すてっぴ相談	No.91 — P.81
○子育て相談会 【再掲】			No.13 — P.67	
○就学教育相談 【再掲】			No.14 — P.67	
○巡回児童相談			No.92 — P.81	
○幼児通級指導教室 「育ちの教室・ぐんぐん」			No.93 — P.81	
○放課後等デイサービス			No.94 — P.81	
② 児童の送迎支援		○子育てタクシー	No.95 — P.82	

基本施策	施策の方向		施策・事業	事業番号
前頁のつづき 2 生活の支援	前頁のつづき (5) その他の 生活の支援	③ 子育て情報の 提供	○あきた子育て情報 「いっしょにねっと」	No.96 — P.82
			○おおだて子育てねっと	No.97 — P.82
			○おおだて de 子育て	No.98 — P.82
			○地域子育て支援拠点事業 (子育て広場、つどいの広場) 【再掲】	No.58 — P.75
			○おしゃべりひろば「ひだまり」	No.99 — P.82
			○市民交流センター 「木育ひろば」「る・る・る」	No.100 — P.83
3 保護者に対する 就労の支援	(1) 就労に関する相 談・情報提供	① 自立支援及び 相談	○ひとり親家庭 就業・自立支援センター事業 【再掲】	No.46 — P.72
			○母子・父子自立支援員の配置 【再掲】	No.45 — P.72
			○児童扶養手当現況届時のハローワー クとの提携	No.101 — P.83
			○就労支援員の配置 【再掲】	No.54 — P.74
			○活 job おおだて	No.102 — P.83
	(2) 資格・技能の取得 に向けた支援	① 自立支援 ・教育訓練	○ひとり親家庭等自立支援教育訓練 給付金事業	No.103 — P.83
			○ひとり親家庭等高等職業訓練 促進給付金事業	No.104 — P.84
			○ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	No.105 — P.84
			○資格取得支援事業	No.106 — P.84
			○ハローワークが行う職業訓練	No.107 — P.84
			○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	No.42 — P.72
		② 技能習得資金や 生活資金等の 貸付	○生活福祉資金貸付事業 【再掲】	No.43 — P.72
			○ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金貸付金	No.108 — P.85
			○児童手当(中学校修了前まで)	No.109 — P.85
4 経済的支援	(1) 経済的支援	① 子育てに関する 手当、助成	○児童扶養手当	No.110 — P.85
			○特別児童扶養手当	No.111 — P.85
			○はちくんすくすく子育て支援事業	No.112 — P.85
			○障害児福祉手当	No.113 — P.85
			○あきた子育てふれあいカード (子育て優待サービス事業)	No.114 — P.86
			○在宅子育て支援給付金	No.115 — P.86
			○すこやか子育て支援事業 【再掲】	No.18 — P.68
		② 保育料助成 ・就学援助事業 等	○すこやか療育支援事業 【再掲】	No.19 — P.68
			○義務教育就学援助制度 【再掲】	No.25 — P.69
			○高等学校等就学支援金 【再掲】	No.15 — P.67
			○大館市奨学資金制度 【再掲】	No.29 — P.69
			○大館市奨学資金制度(医学生) 【再掲】	No.30 — P.70

基本施策	施策の方向		施策・事業	事業番号
前頁のつづき 4 経済的支援	前頁のつづき (1) 経済的支援	前頁のつづき ② 保育料助成 ・就学援助事業 等	○大館市立総合病院看護師奨学金制度 【再掲】	No.31 — P.70
			○保育士修学資金貸付制度 【再掲】	No.32 — P.70
			○秋田県奨学金返還助成制度 (県内就職者) 【再掲】	No.33 — P.70
			○大館市奨学金返還助成制度 (市内就職労者) 【再掲】	No.34 — P.70
			○日本学生支援機構 【再掲】	No.38 — P.71
			○秋田県育英会 【再掲】	No.39 — P.71
			○各種金融機関 【再掲】	No.40 — P.71
			○高等教育の就学支援新制度 【再掲】	No.17 — P.67
		③ 福祉医療制度	○乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭 の児童の医療費助成	No.116 — P.86
			○心身障害児医療費助成	No.117 — P.86
			○出産育児一時金	No.118 — P.86
			○未熟児養育医療	No.119 — P.86
			○自立支援医療	No.120 — P.87
		④ ひとり親等 家庭支援	○児童扶養手当 【再掲】	No.110 — P.85
			○秋田県災害遺児愛護基金	No.121 — P.87
			○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	No.42 — P.72
			○生活福祉資金貸付事業 【再掲】	No.43 — P.72
		○税制優遇措置(所得税及び住民税)	No.122 — P.87	
⑤ 生活保護	○生活保護	No.123 — P.87		
⑥ 不妊治療支援	○不妊治療費等助成事業	No.124 — P.87		
5 ネットワーク による網羅的 支援	(1) 地域ネットワークによる支援の推進		P.88	
	(2) 地域ネットワークの構築・推進		P.89	
	(3) 大館市のコーディネータ力の強化		P.89	

2 施策・事業の内容

No.1 ○少人数学習推進事業

担当	秋田県教育委員会	対象	小中	実施方向	継続
----	----------	----	----	------	----

生活集団や学習集団の少人数化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行うため、学校に定数加配措置（非常勤講師を含む）をしています。

- ・小・中学校での30人程度学級の編成
- ・小学校3年生～中学校3年生における基本教科で20人程度の少人数授業

No.2 ○おおだて型学力の向上

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

今後も引き続き、おおだて型学力の向上を図ります。

No.3 ○百花繚乱作戦と子どもハローワーク

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

今後も引き続き、ふるさとキャリア教育の推進を図ります。

No.4 ○コミュニティ・スクール

担当	学校教育課 学事係	対象	小中	実施方向	拡大
----	-----------	----	----	------	----

学校運営協議会を全校に設置し、これまで城西小学校のみ実施のコミュニティスクールを全25校（小学校及び中学校）に拡大していきます。

No.5 ○地域学校協働活動事業

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	小中	実施方向	継続
----	-------------	----	----	------	----

県の『学校・家庭・地域連携総合推進事業』を基盤とし、社会総掛かりで教育を支えるため、地域と学校が連携・協働するための調整役として地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置し、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進します。

調整役となる地域学校協働活動推進員やボランティア等の人材確保が難しい地域もあるため、引き続き人材確保に努めていきます。

No.6	○ 高校生学校生活サポート事業				
------	------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
-----------	----------	-----------	---	-------------	----

発達障害等のある生徒がより豊かな高校生活を送ることができるよう、学習サポーターを配置して学習や生活の支援を行うとともに、高等学校特別支援隊と連携し、教育専門監及び関係機関の指導助言を受けながら、校内外の研修及び就労支援等の取り組みの充実を図ります。

No.7	○ スペース・イオおおだて				
------	----------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中	実施方向	継続
-----------	----------	-----------	----	-------------	----

不登校やその傾向にある小学生、中学生及び中卒者を対象とし、安心して過ごすことができる「心の居場所」を提供しながら、主に学習支援を行います。

No.8	○ スクールソーシャルワーカー配置事業				
------	----------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中高	実施方向	継続
-----------	----------	-----------	-----	-------------	----

スクールソーシャルワーカーの派遣により、学校等と関係機関のコーディネートを図ります。

No.9	○ スクールカウンセラー、広域カウンセラー配置事業				
------	----------------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中高	実施方向	継続
-----------	----------	-----------	-----	-------------	----

スクールカウンセラー、広域カウンセラーを派遣することにより、カウンセリングによる心理的支援を行います。

No.10	○ スクールカウンセラーの派遣				
-------	------------------------	--	--	--	--

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
-----------	-------	-----------	----	-------------	----

スクールカウンセラーの派遣を行っており、市立小中学校全 25 校に 2 人派遣しています。

No.11	○ すこやか電話（相談電話）				
-------	-----------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	小中高大	実施方向	継続
-----------	----------	-----------	------	-------------	----

すこやか電話（相談電話）により、学校等に相談できない事案等に対応できるようにします。

No.12	○ 適応指導大館おおとり教室				
-------	----------------	--	--	--	--

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

適応指導教室の設置を図ります。
 適応指導教室とは、学校に行きにくい小・中学生のための、学校以外の居場所を提供するものです。不登校の子どもの集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善などのための相談・適応指導（学習指導を含む）を行うことにより、学校復帰を支援します。

No.13	○ 子育て相談会				
-------	----------	--	--	--	--

担当	教育研究所	対象	小中	実施方向	継続
----	-------	----	----	------	----

今後も引き続き、子育て相談会（年3回）を開催していきます。

No.14	○ 就学教育相談				
-------	----------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	幼小中 (保護者)	実施方向	継続
----	------------	----	--------------	------	----

就学先や特別な教育的支援についての相談会を実施（年4回）しています。

No.15	○ 高等学校等就学支援金				
-------	--------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
----	----------	----	---	------	----

高等学校等の教育費の負担を軽減し、子どもたちに教育の機会が均等に与えられることを目的として、国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料支援を行っています。

No.16	○ 学習支援事業				
-------	----------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	小中	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

生活困窮世帯の児童・生徒を対象に、学習支援を行うほか、進路や生活に関する相談活動を行っています。
 事業の特性上、周知活動が難しく、効果的な周知方法を確立できていない状況となっているため、参加者の拡充を目指し、広報への掲載なども周知方法として検討していきます。また、高校に進学した子どもも支援対象とするかなども今後検討をしていきます。

No.17	○ 高等教育の就学支援新制度				
-------	----------------	--	--	--	--

担当	在学中の対象となる学校等（文部科学省所管）	対象	短・専・大	実施方向	継続
----	-----------------------	----	-------	------	----

住民税非課税等の世帯の意欲ある子どもたちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金を実施しています。

No.18 ○ **すこやか子育て支援事業**

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

市内に居住する子どもが認可保育園、幼稚園、認定こども園に入所している場合、保育料・副食費を助成します。

No.19 ○ **すこやか療育支援事業**

担当	子ども課 児童相談係	対象	幼	実施方向	継続
----	------------	----	---	------	----

児童発達支援等を利用する際の利用者負担などの半額を助成する事業です。
障害児通所支援事業の利用にともなう子育て家庭の経済的負担を軽減するため、サービス利用に係る利用者負担額、サービス利用に係る食費の半額を助成します。

No.20 ○ **保育所緊急整備事業費補助金**

担当	子ども課 子育て支援係	対象	就学前施設等	実施方向	継続
----	-------------	----	--------	------	----

待機児童の解消や良質な保育環境を確保するため、社会福祉法人、学校法人等が運営する保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の施設整備に係る費用の一部について補助金を交付します。

No.21 ○ **認定こども園施設型給付費**

担当	子ども課 子育て支援係	対象	就学前施設等	実施方向	継続
----	-------------	----	--------	------	----

今後も引き続き、保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に対する財政支援を行います。

○ **私立幼稚園整備費補助金**

担当	秋田県	対象	就学前施設等	実施方向	継続
----	-----	----	--------	------	----

幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の新設及び園舎の新增改築等に必要
な補助対象経費の一部を補助します。

No.23 ○ **私立幼稚園運営費補助金**

担当	秋田県	対象	就学前施設等	実施方向	継続
----	-----	----	--------	------	----

子ども・子育て支援新制度へ未移行の私立幼稚園の運営費や特別支援教育、預かり保育等に要する経常的経費の一部に対する補助を行います。

No.24	○一時保育、延長保育、病児・病児後保育、休日保育等の事業実施または民間の事業実施に対する補助				
-------	---	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	事業者	実施方向	継続
----	-------------	----	-----	------	----

一時保育、延長保育、病児・病児後保育、休日保育等の事業実施または民間の事業実施に対する補助を行います。

No.25	○義務教育就学援助制度				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	学校教育課 学事係	対象	小中	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

経済的な理由で、公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学するのに必要な費用（学用品費、給食費、新入学用品費など）の一部を、就学援助費として支給します。

No.26	○私立高等学校就学支援事業補助金 （私立学校授業料軽減補助・私立学校入学料軽減補助）				
-------	---	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	学校法人	実施方向	継続
----	----------	----	------	------	----

今後も引き続き、私立高等学校の授業料・入学料支援を行います。

No.27	○高等学校等奨学給付金				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
----	----------	----	---	------	----

低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費（教科書、教材費、学用品費、通学用品費など）の負担軽減を図るため、給付金を支給しています。

No.28	○高等学校定時制・通信制課程修学資金				
-------	---------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	定時制高	実施方向	継続
----	----------	----	------	------	----

定時制課程及び通信制課程の修学を促進し、教育の機会均等を図るため、高等学校の定時制課程または通信制課程に在学する勤労青少年に対して修学資金を貸与します。

No.29	○大館市奨学資金制度				
-------	-------------------	--	--	--	--

担当	学校教育課 学事係	対象	高・大 ・短・専	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

保護者が大館市内に住所を有し、高校・大学・短期大学、専門学校等に入学予定、または在学中で、経済的理由により修学が困難な学生に対して、無利子で奨学金を貸与しています。

No.30	○大館市奨学資金制度（医学生）				
-------	------------------------	--	--	--	--

担当	学校教育課 学事係	対象	専・大	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

保護者が大館市内に住所を有し、高校・大学・短期大学、専門学校等に入学予定、または在学中で、経済的理由により修学が困難な医学生に対して、無利子で奨学金を貸与しています。

No.31	○大館市立総合病院看護師奨学金制度				
-------	--------------------------	--	--	--	--

担当	市立総合病院 総務課 総務係	対象	看護師	実施方向	継続
----	-------------------	----	-----	------	----

病院の看護師の継続的かつ安定的な確保につなげるため、将来、大館市立病院にて看護師として勤務しようとする者に対し、奨学金を貸与することにより修学を支援しています。
市立病院の採用試験を受験しない奨学金貸与者がいるため、必ずしも看護師の確保につながっていない状況もあるため、市立病院の採用予定数を考慮した奨学金貸与者の選考を行っていきます。

No.32	○保育士修学資金貸付制度				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	秋田県社会福祉協議会	対象	保育士 専修学校	実施方向	継続
----	------------	----	-------------	------	----

保育人材の確保を図ることを目的として、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して、修学資金、入学準備金及び就職準備金の貸し付けを行っています。

No.33	○秋田県奨学金返還助成制度（県内就職者）				
-------	-----------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県	対象	奨学金 受給者	実施方向	継続
----	-----	----	------------	------	----

若年層等の県内定着とともに、県内産業を担う人材の確保及び育成を促進することを目的として、県が指定する奨学金について、就学時に貸与を受けた者に対し、県内就職後にその返還額に応じて助成を行っています。

No.34	○大館市奨学金返還助成制度（市内就労者）				
-------	-----------------------------	--	--	--	--

担当	商工課 商工係	対象	奨学金 受給者	実施方向	継続
----	---------	----	------------	------	----

大学等の在学中に借り入れた奨学金を働きながら返還する市民に対し、返還金の一部を助成しています。

No.35 ○ **特別支援教育就学奨励費**

担当	学校教育課 学事係 ・秋田県教育委員会	対象	小中高	実施方向	継続
----	------------------------	----	-----	------	----

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通常学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費（通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舍日用品費、寝具費、寄宿舍からの帰省費など）について、家庭の経済状況等にに応じて補助を行っています。

No.36 ○ **入所世帯児童への学習支援**

担当	白百合ホーム	対象	小中高	実施方向	継続
----	--------	----	-----	------	----

母子生活支援施設とは、児童福祉法に定められている児童福祉施設で、母子が一緒に生活して自立を支援することを目的とする施設です。児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子）が対象ですが、子どもが満20歳に達するまで引き続き利用することもできます。

小学生以上の子どもに対しては、専任の児童支援員が小学生については遊びから勉強まで幅広く対応し、中学生については勉強・部活・高校受験、高校生についても勉強や進路相談など、学校生活における様々な分野に対応して支援を行います。

No.37 ○ **制服等の無料引き取り及び販売**

担当	大館市エコプラザ	対象	幼小中高	実施方向	継続
----	----------	----	------	------	----

今後も引き続き、指定管理者の運営によって、不要となった制服等のリサイクル販売を行っています。

No.38 ○ **日本学生支援機構**

担当	日本学生支援機構	対象	高・短 ・専・大	実施方向	継続
----	----------	----	-------------	------	----

教育の機会均等の理念のもと、経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の貸与及び給付を行っています。

No.39 ○ **秋田県育英会**

担当	秋田県育英会	対象	高・短 ・専・大	実施方向	継続
----	--------	----	-------------	------	----

高校、短大、専修学校、大学と各々の奨学金事業を実施しています。

No.40 ○ **各種金融機関**

担当	各種金融機関	対象	高・短 ・専・大	実施方向	継続
----	--------	----	-------------	------	----

入学金や授業料等の教育関連資金全般への融資（教育ローン）を実施しています。

No.41	○ 高等学校定時制課程夜食費補助、高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与給付金				
-------	--	--	--	--	--

担当	秋田県教育委員会	対象	高	実施方向	継続
----	----------	----	---	------	----

夜間定時制課程高等学校に在籍する生徒のうち、有職者に対して給食（夜食）費を補助し、勤労青少年の就学を支援しています。
また、勤労しながら高等学校定時制課程又は通信制課程で学ぶ生徒の教科書及び学習書購入等の経費負担軽減のため給付金を支給し、修学の促進及び教育の機会均等を図ります。

No.42	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業				
-------	-------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係 ・秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	--------------------	----	-----	------	----

児童を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進することを目的として、修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金など、必要な資金の貸付を行っています。

No.43	○ 生活福祉資金貸付事業				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	大館市社会福祉協議会	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、無利子または低利子で資金の貸付を行っています。

No.44	○ ひとり親家庭等日常生活支援事業 （県北 NPO 支援センター）				
-------	--	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

ひとり親家庭等で、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣し、家事・介護等の支援を行っています。

No.45	○ 母子・父子自立支援員の配置				
-------	------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

児童を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

No.46	○ ひとり親家庭就業・自立支援センター事業				
-------	------------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

ひとり親家庭の父、母、離婚前の方等の様々な相談を受けつけています。養育費等相談、法律相談、就業相談の他、講習会やセミナーも開催しています。

No.47	○母子生活支援施設等入所（白百合ホーム）				
-------	-----------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上の問題を抱えて子どもの養育を十分にできないときに、その母親と子どもへ居室を提供し、生活指導や就労指導により自立を支援しています。また、生活相談や子どもの学習支援を行っています。

No.48	○ファミリー・サポート・センター事業（県北 NPO 支援センター）				
-------	--	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	生後3か月～6年生	実施方向	継続
----	-------------	----	-----------	------	----

子どもの一時預かり事業、送迎事業を行っています。
 子育ての手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（協力会員）が会員となり、助け合いながら援助活動を行っています。

No.49	○病児・病児後保育事業（マミースマイル、エンジェル、キッズテラス アット セイジユ）				
-------	---	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼小	実施方向	継続
----	-------------	----	----	------	----

保護者が就労している場合等において、市内の小学校または幼稚園・保育園等に通っている子どもが、自宅での保育及び集団保育が困難な病気のときに利用できます。

No.50	○一時預かり事業（白百合ホーム、たしろ保育園）				
-------	--------------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

一時的なパートタイム就労、冠婚葬祭、入院・介護など、緊急な用事で子どもを保育することができない方や、育児にともなう心理的、身体的負担の解消のため一時的に保育を必要とする方のために子どもを預かる事業です。

No.51	○夜間養護（トワイライトステイ）等事業（白百合ホーム）				
-------	------------------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	18歳未満	実施方向	継続
----	-------------	----	-------	------	----

平日の夜間や休日に、保護者の仕事等により家庭での養育が困難になった場合、子どもを預かる事業です。

No.52	○ 休日保育事業				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	大館乳児保育園	対象	幼	実施方向	継続
-----------	---------	-----------	---	-------------	----

保護者の勤務や傷病、出産等により、日曜・祝日においても家庭で保育することができない場合に、子どもを預かる事業です。
市内に在住で、保育園または認定こども園に通園している方を対象に、生後 2 か月から 2 歳児を大館乳児保育園にて受け入れています。(事前登録が必要です)

No.53	○ 個人・グループによる託児				
-------	-----------------------	--	--	--	--

担当	子育てサポート マカロン 子ども親支援 スマイル・ ミント	対象	生後 3 か月 ～	実施方向	継続
-----------	-------------------------------------	-----------	--------------	-------------	----

子育てサポーター育成講習会修了生が立ち上げたグループで、個人・集団託児を行っています。

No.54	○ 就労支援員の配置				
-------	-------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
-----------	-----------	-----------	----------------	-------------	----

仕事を探している方に、就労に向けた支援を行っています。
支援員による就労に関する相談・助言、履歴書の書き方など支援を行うとともに、ハローワークや活 job との連携により職業紹介を行っています。

No.55	○ 生活困窮者の相談・支援				
-------	----------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
-----------	-----------	-----------	----------------	-------------	----

「経済的に困窮している。」「生活に対して不安や心配事がある。」など様々な問題の相談を受け、解決に向けて支援を行っています。

No.56	○ 休日福祉相談会の開催				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
-----------	-----------	-----------	----------------	-------------	----

生活困窮等の相談窓口を設けていますが、仕事などで平日に相談することができない方のために、休日相談窓口を開設して、相談対応を行っています。

No.57	○住居確保給付金				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	福祉課 福祉相談係	対象	保護者 (生活困窮者)	実施方向	継続
----	-----------	----	----------------	------	----

離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方に対して住居確保給付金を支給し、住居確保に関する支援を行っています。(収入要件や、求職活動を熱心に行うなど、条件あり)

No.58	○地域子育て支援拠点事業(子育て広場、つどいの広場)				
-------	-----------------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

子育て中の親や子どもが交流できるように、子育て広場や、つどいの広場を実施しています。
 子育て広場は、保育園や幼稚園などに通っていない子どもや親子どうしが集い交流する場であり、つどいの広場は、乳幼児を持つ子育て中の方が気軽に集い語り合う場となっています。

No.59	○利用者支援事業				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	幼	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行っています。(特定型)

No.60	○放課後児童クラブ、放課後子ども教室				
-------	---------------------------	--	--	--	--

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	小	実施方向	継続
----	-------------	----	---	------	----

保護者が日中仕事等のため家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後または学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の安全の確保と健全な育成を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施しています。
 住宅地の新たな開発があった地区の小学区では児童数が増加しており、それに比例し加入希望者も増加しているため、今後は受け皿の確保に努めていきます。

No.61	○スポーツ少年団				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	各少年団	対象	幼小中	実施方向	継続
----	------	----	-----	------	----

スポーツを通じた青少年の健全育成を図るため、各種のスポーツ活動を実施しています。

No.62	○学校給食の実施				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	学校教育課 学事係	対象	小中	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

今後も引き続き、学校給食を実施していきます。

No.63	○ 食育推進委員会				
-------	-----------	--	--	--	--

担当	健康課 健康づくり係	対象	幼小中高 ・保護者	実施方向	継続
----	------------	----	--------------	------	----

大館市食育推進委員会は、大館市食育推進計画に基づき、食育事業の実施状況の確認とその評価、関係機関等との連携に関することについて、総合的かつ計画的に推進するため、年1回開催しています。令和2年度～令和6年度の5年間は第3次食育推進計画にもとづいて各種の事業を推進しています。

No.64	○ 子ども食堂（ボランティア活動）				
-------	-------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	小中	実施方向	継続
----	------------	----	----	------	----

子どもや保護者、地域住民を対象に、無料または低額で食事を提供する多世代交流の場です。
大館市では3団体が子ども食堂を実施しています。
・にこにこ食堂 ・こども食堂 まるちゃん ・子ども食堂 ミントカフェ

No.65	○ 大館市子ども・家族支援ネットワーク				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	児童 ・保護者	実施方向	継続
----	------------	----	------------	------	----

大館市子ども・家族支援ネットワーク会議は、要保護児童の早期発見や適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会であり、地域の関係機関により構成され、情報を共有しながら支援を行っています。

No.66	○ 首都圏での住居支援男子寮及び女子寮（秋田県出身者）				
-------	-----------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県育英会	対象	短・大・専	実施方向	継続
----	--------	----	-------	------	----

秋田県出身者の大学生の首都圏での住居支援を行っています。

No.67	○ 大館市子育てサポート さんまある				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠・出産・子育てに関する相談拠点として、保健センター内に開設しています。
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない、きめ細やかな支援を提供し、子育て世代の安心感の醸成を図ります。
今後は、こども家庭センターの設置に向けて、子ども課と協議を進めていきます。

No.68	○ 専用電話相談				
-------	----------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠期から子育て期にわたり多様な相談機会を設け、子育て不安や負担感の解消を図るため、専用電話で対応を行う、専用電話相談を行っています。

No.69	○ 電話訪問（妊娠 34 週、生後 2 週）				
-------	------------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠 34 週、生後 2 週に状況確認と電話支援を行う電話訪問を実施しています。

No.70	○ 産科病棟訪問				
-------	----------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

退院指導日に合わせて産婦人科病棟を訪問し、育児支援サービス情報の提供を行い、支援につながるきっかけをつくる産科病棟訪問を行っています。また、この事業を通じて医療機関と連携し、産後間もない時期から切れ目ない支援を行います。

No.71	○ 臨床心理士による相談				
-------	--------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠や出産、子育てにともなう心身の不調や不安、家族関係等にかかわる悩みを持つ方に対して、臨床心理士による面接相談を実施しています。

No.72	○ 来所相談				
-------	--------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠期から子育て期にわたり多様な相談機会を設け、子育て不安や負担感の解消を図るため、来所相談を行っています。

No.73	○ 家庭訪問				
-------	--------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠期から子育て期にわたり多様な相談機会を設け、子育て不安や負担感の解消を図るため、家庭訪問を行っています。

No.74	○子育て支援講座				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

子育てに対する見通しや自信をもって子育てに向かうことができるように支援するため。子育て支援講座を実施しています。講座において、子育てへの不安や心配を伝えてもらうことで、精神的な負担を軽減し、気分転換してもらう場ともなっています。（ふたごママおしゃべりサロン、フレッシュママクラス、パパセミナー）

No.75	○妊産婦支援プラン作成				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦 ・保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-------------	------	----

妊娠届出時に産前・産後スケジュールシートを配布し支援計画を作成することで、安心して出産を迎え、産後の生活や子育てをスタートできるよう支援しています。
 リスク要因が重複する妊産婦等を把握した場合、その支援方法や対応方針について関係する機関と検討し、支援計画の見直しを図りながら、切れ目ない支援体制を構築しています。
 妊娠届出情報から、後日、支援プランを作成していますが、本人と支援内容についてどのように共有を図るかが課題となっており、今後は、スケジュールシートの改訂、必要な支援を妊婦本人と共有し、産前・産後のプランと一緒に作成できる体制を目指し、より一層、本人と支援内容の共有を進めていきます。

No.76	○母子健康手帳交付及び相談				
-------	----------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊娠届出者に対して、母子健康手帳交付及び妊婦保健指導・相談を実施しています。

No.77	○妊産婦健康診査等及び妊婦歯科健康診査の受診票交付				
-------	----------------------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

母子健康手帳交付と同時に受診票等を交付しており、本事業を通じて、妊娠時、出産後の疾病の早期発見・早期治療を促進し、妊産婦の健康管理の向上を図ります。
 また、新生児聴覚検査を実施し、先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期に適切な措置が講じられるようにしています。

No.78	○妊婦健康教育				
-------	----------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊婦の栄養や歯の健康、子育てに必要な情報を伝え、安心して子どもを迎えることができるように援助するとともに、参加者同士の交流の場としています。（ウエルカムベビークラス）

No.79	○妊産婦訪問指導				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊娠中、あるいは産後の健康状態・生活環境・疾病などの心配がある女性及びその家族を対象に、保健師または助産師が妊産婦の自宅に訪問し、安心して出産、育児に臨むことができるよう訪問による個別指導を行っています。

No.80	○養育支援訪問事業				
-------	------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

子どもの養育について支援が特に必要な家庭に対して、保健師・ヘルパー等が家庭を訪問し、養育に関する相談や家事に関する支援を行っています。

No.81	○産前・産後ママサポート事業				
-------	-----------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

妊娠中、または概ね生後 12 か月までの子どもを育てている母親を対象に、妊娠・出産・子育てに悩みを抱える妊産婦が孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるようにサポートを行っています。(不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、子育てサークル・イベント参加への同伴)

No.82	○産後ケア事業				
-------	----------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	妊産婦	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

出産後 1 年未満で産後の体調や育児に不安のある方を対象に、助産師が自宅へ訪問し、出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行うことにより、安心して子どもを生み育てられる環境を整備し、子育て支援の充実を図ります。

これまで助産師による居宅訪問型で実施していますが、令和5年度から通所型での実施も計画しています。

No.83	○乳幼児健康診査 (4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、2 歳児歯科、3 歳)				
-------	--	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	乳幼児	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

乳幼児健康診査を通じて、身体発育、精神運動発達を確認し、疾病の早期発見・予防に努めています。また養護や育児不安等の問題に対し適切な指導も行っていきます。

No.84	○乳幼児健康相談 (7 か月)				
-------	------------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	乳幼児	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

乳幼児健康相談で、身体発育、発達の確認をするとともに、個々の相談に応じています。

No.85	○乳幼児健康教室 (5か月、11・12か月児、2歳6か月)				
-------	--	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	乳幼児	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

教室等で知識の普及を図るとともに、各種情報を提供しています。

No.86	○乳幼児訪問指導				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	乳幼児	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

乳幼児とその保護者等を対象に、保健師・栄養士などが訪問による個別指導を行っています。

No.87	○乳児家庭全戸訪問事業				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	乳幼児	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ、健全な育児環境の確保を図っています。
 これまで民生委員へ訪問の一部を依頼していましたが、住所確認や不在の場合の再訪問等で民生委員への負担が生じていたため、民生委員への訪問依頼は終了とし、子育て世代への一層の支援をするため保健師等の全戸訪問として実施していきます。

No.88	○フッ化物洗口事業及びフッ化物塗布事業				
-------	----------------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	乳幼児	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

フッ化物洗口及びフッ化物塗布の継続と、フッ化物の利用の推進により、う歯予防に努めます。

No.89	○ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業				
-------	---------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係 ・秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	--------------------	----	-----	------	----

市内に居住し、児童を扶養している母子家庭や父子家庭であって住宅の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な方に対して、住宅整備資金の貸し付けを行っています。
 ※県は、市が住宅整備資金を貸し付ける資金として市へ住宅整備資金の貸し付けを行っています。

No.90	○住宅リフォーム支援事業				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	都市計画課 建築指導係 ・秋田県	対象		実施方向		継続	
----	---------------------	----	--	------	--	----	--

子育て世代や三世同居の方に対し、リフォーム等の費用の一部を補助しています。
【大館市の支援内容】
 ①子育て世代：補助率 10% 上限 20 万円
 ②三世同居：補助率 10% 上限 30 万円
【秋田県の支援内容】
 ①子育て世帯（持ち家型）：補助率 20% 上限 40 万円
 ②子育て世帯（中古住宅購入型）：補助率 30% 上限 60 万円

No.91	○満 5 歳すてっぷ相談				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	幼	実施方向		継続	
----	------------	----	---	------	--	----	--

就学前の 5 歳児に、児童が小学校生活や学習にスムーズに適応するよう、集団への不適応、人との関わりの苦手な児童の早期発見・早期対応の他、就学を見据えた生活習慣づくり等の保護者への指導を実施しています。

No.92	○巡回児童相談				
-------	----------------	--	--	--	--

担当	秋田県北児童相談所	対象	幼	実施方向		継続	
----	-----------	----	---	------	--	----	--

児童相談所の児童福祉司・判定員が、心理判定・発達検査・相談・助言を行う巡回児童相談を実施しています。未就学児の発達相談と療育手帳等のための心理検査を行っています。

No.93	○幼児通級指導教室「育ちの教室・ぐんぐん」				
-------	------------------------------	--	--	--	--

担当	教育研究所	対象	幼	実施方向		継続	
----	-------	----	---	------	--	----	--

入学後の集団での生活や学習に不安を抱えている年長児を対象に、9月から2月まで少人数集団で通級指導を行っています。
 教育研究所の就学支援員が小学校の生活や学習を想定して指導をしていますので、その指導記録を就学後の指導に生かすことができます。就学支援員が、就学の橋渡しや相談、小学校 1 年生担任への情報提供を行い、適正就学や小学校への適応を支援しています。

No.94	○放課後等デイサービス				
-------	--------------------	--	--	--	--

担当	福祉課 障害福祉係	対象	小中高	実施方向		継続	
----	-----------	----	-----	------	--	----	--

就学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行っています。

No.95	○子育てタクシー				
-------	----------	--	--	--	--

担当	秋田県・秋北タクシー	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

タクシーにより、荷物の多い乳幼児をともなつての外出サポートや、子どもだけの送迎を保護者に代わって行っています。

No.96	○あきた子育て情報「いっしょにねっと」				
-------	---------------------	--	--	--	--

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

秋田県の子育て情報ウェブサイトです。
 (<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>)
 主に子育て家庭を対象としていますが、県からの情報提供に加え、子育て家庭同士、あるいは子育て支援団体等にも関わりを持ってもらえるように、イベントなどのリアルタイム情報と携帯サイトの充実を図り、親子の遊び場スポットなど、日常の出来事や伝えたい情報などを一般の子育て家庭から募集したり、子育てサークルや子育て支援団体が企画した行事をイベントカレンダーに反映できる仕組みを持たせるなど、ウェブサイトの中で、情報の交換・共有ができるようになっています。
 子育てが不安な母親や外に出て話を聞いたり相談したりする機会の少ない子育て家庭の方などを対象にした「子育て・親育ち講座」など、テーマに合った講義をウェブサイト上で行ったり、各市町村の情報発信にも活用できるようになっています。

No.97	○おおだて子育てねっと				
-------	-------------	--	--	--	--

担当	生涯学習課 生涯学習係 健康課 母子保健係 子ども課 子育て支援係 子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	---	----	-----	------	----

大館市の子育てに関する情報が詳しく記載されているサイトです。

No.98	○おおだて de 子育て				
-------	--------------	--	--	--	--

担当	民間団体（おおだて de 子育て）	対象	保護者	実施方向	継続
----	-------------------	----	-----	------	----

大館市の子育て世帯が育児をもっと楽しめるように、大館市の親子向けイベント情報を発信しています。

No.99	○おしゃべりひろば「ひだまり」				
-------	-----------------	--	--	--	--

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-------------	----	-----	------	----

子育てに関わるすべての人を対象に、イベントを通じて交流・情報交換する場を設け、家庭教育支援チームが子育てに関する悩み相談に応じることで子育てに関わる保護者の孤立化を防ぎ、地域のつながりを作ることができるように取り組んでいます。
 これまでのところ、平日午前中のイベントが多く、参加できる方が限られてしまうという状況があったため、今後は、平日午後や休日などのイベントも積極的に企画していきます。

No.100 ○市民交流センター「木育ひろば」「る・る・る」

担当	生涯学習課 生涯学習係	対象	～小	実施方向	継続
----	-------------	----	----	------	----

木のおもちゃを常設しており、気軽に遊びながら木のぬくもりに触れられる場となっています。

No.101 ○児童扶養手当現況届時のハローワークとの提携

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

児童扶養手当現況届受付会場へハローワークのブースを設け、現況届に来場した受給者等への就労支援を実施しています。

No.102 ○活 job おおだて

担当	商工課 商工係	対象	保護者	実施方向	継続
----	---------	----	-----	------	----

秋田労働局と合同で職の窓口「活 job おおだて」を設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介を実施しています。
設置場所を市役所本庁舎内とすることで、市の福祉部門と密接な連携を図っています。

No.103 ○ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、自立支援の訓練のための給付金を支給しています。

No.104 ○ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金事業

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

就業に結びつきやすい資格取得を目的とする養成機関への修業は、母子家庭または父子家庭の経済的自立に効果が高いものですが、一定期間のカリキュラム受講を必要とし、受講期間中の生活に経済的な不安をともなうことになります。

そのため、資格取得を容易にすることを目的として、養成機関での受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給し、修了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。

No.105 ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------	----	-----	------	----

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業や転職により自立の促進を図ることを目的として、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すにあたり、対策講座を修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給し、費用負担の軽減を図ります。

No.106 ○資格取得支援事業

担当	商工課 商工係 長寿課 高齢者福祉係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------------------	----	-----	------	----

就職や仕事に役立つ資格の取得に要する経費の一部を補助しています。

【支援対象】 商工課：各種国家資格、その他資格、技能検定
長寿課：介護福祉士、介護職員初任者研修

No.107 ○ハローワークが行う職業訓練

担当	ハローワーク	対象	保護者	実施方向	継続
----	--------	----	-----	------	----

再就職を目指す方や新たに職業に就きたいと希望される求職中の方を対象に、就職に必要な技能や知識を習得するための職業訓練を実施しています。

離職者訓練、求職者支援訓練についてはキャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することが可能であり、受講料は無料（テキスト代等は自己負担）です。

No.108	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金				
--------	-----------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県社会福祉協議会	対象	保護者	実施方向	継続
-----------	------------	-----------	-----	-------------	----

ひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的として、養成機関への入学金や教材費、交通費等の資格取得に要する費用に使用する資金を貸し付けています。

No.109	○児童手当（中学校修了前まで）				
--------	------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
-----------	------------	-----------	-----	-------------	----

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に児童手当を支給しています。

No.110	○児童扶養手当				
--------	----------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
-----------	------------	-----------	-----	-------------	----

離婚や死別等によるひとり親世帯や、父または母が政令で定める程度の障害の状態にある家庭について、生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図っています。

No.111	○特別児童扶養手当				
--------	------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 児童相談係	対象	保護者	実施方向	継続
-----------	------------	-----------	-----	-------------	----

生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、20歳未満の障害のある児童を養育している家庭について、特別児童扶養手当を支給しています。

No.112	○はちくんすくすく子育て支援事業				
--------	-------------------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	保護者	実施方向	継続
-----------	-------------	-----------	-----	-------------	----

子どもが生まれた家庭に、地域限定商品券を贈呈しています。

No.113	○障害児福祉手当				
--------	-----------------	--	--	--	--

担当	福祉課 障害福祉係	対象	幼小中高	実施方向	継続
-----------	-----------	-----------	------	-------------	----

身体または精神に著しく重度の障害を持ち、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対し手当を支給します。

No.114	○あきた子育てふれあいカード (子育て優待サービス事業)				
--------	---------------------------------	--	--	--	--

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

中学 3 年生以下の子ども、または妊娠中の方がいる家庭を対象に、協賛店でカードを提示することにより各店独自のサービスを受けられる優待サービス事業を行っています。

No.115	○在宅子育て支援給付金				
--------	-------------	--	--	--	--

担当	子ども課 子育て支援係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-------------	----	-----	------	----

子どもが満 2 歳になるまで在宅で子育てしている家庭に給付金を支給しています。

No.116	○乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童の 医療費助成				
--------	--------------------------------	--	--	--	--

担当	保険課 医療給付係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成しています。

No.117	○心身障害児医療費助成				
--------	-------------	--	--	--	--

担当	保険課 医療給付係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

心身の健康の保持と生活の安定を図るため、身体障害者手帳（1 級から 3 級）、療育手帳（A）を交付されている障害児が病院などで診察を受けたときに、医療費の自己負担分を助成しています。

No.118	○出産育児一時金				
--------	----------	--	--	--	--

担当	保険課 国保係 ・健康保険の保険者	対象	保護者	実施方向	拡大
----	----------------------	----	-----	------	----

健康保険の加入者が出産（妊娠 4 か月を超える出産で、死産、人工流産等を含む）した場合に支給しています。

現在の支給額は 42 万円（408,000 円+12,000 円。12,000 円は一定の医学的管理の下のお産である場合の加算額）ですが、法改正された際には改正後の額で支給します。

No.119	○未熟児養育医療				
--------	----------	--	--	--	--

担当	健康課 健康企画係	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----------	----	-----	------	----

養育のために病院または診療所に入院することを必要とする新生児に対し、その養育に必要な医療の給付事務を行っています。

No.120	○ 自立支援医療				
--------	-----------------	--	--	--	--

担当	福祉課 障害福祉係	対象	幼小中高	実施方向	継続
----	-----------	----	------	------	----

18歳未満の児童で、身体上の障害を有するか、現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる場合、生活能力を得るために必要な医療費の自己負担分の一部を公費負担します。

No.121	○ 秋田県災害遺児愛護基金				
--------	----------------------	--	--	--	--

担当	秋田県	対象	保護者	実施方向	継続
----	-----	----	-----	------	----

交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったり、重い障害を持った場合、義務教育修了前の児童を養育している保護者に、遺児となった子どもたちへの見舞金や激励金、入学・卒業祝金を届け、子ども達の健やかな成長を支援します。

No.122	○ 税制優遇措置（所得税及び住民税）				
--------	---------------------------	--	--	--	--

担当	税務課 市民税係 ・税務署	対象	保護者	実施方向	継続
----	------------------	----	-----	------	----

シングルマザー・シングルファザーに税制面から生活を支援するため、所得税法・地方税法により、税制上の優遇措置として、ひとり親控除を行っています。

No.123	○ 生活保護				
--------	---------------	--	--	--	--

担当	福祉課 保護係	対象	申請者	実施方向	継続
----	---------	----	-----	------	----

生活困窮世帯の最終セーフティネットとして、生活保護費の支給を行っています。
 生活扶助・医療扶助・教育扶助・生業扶助等を給付し最低限の衣食住を確保しつつ、各自の状況に合わせた自立更生に向けた適切なサポートを行います。
 申請主義であり、真に事業の適用を要する方でも支援にたどり着かず（把握されず）最低限度以下の暮らしを続行しているリスクがあるため、様々な機会を通じて対象の把握に努め、事業の活用に結びつけていきます。
 基本的に国の事業であり、市独自による事業内容の変更はありませんが、被保護者就労支援と被保護者健康管理支援に力を入れて取り組んでいきます。

No.124	○ 不妊治療費等助成事業				
--------	---------------------	--	--	--	--

担当	健康課 母子保健係	対象	夫婦	実施方向	継続
----	-----------	----	----	------	----

不妊治療等を受けている夫婦の経済的な負担の軽減及び少子化対策の推進を図ります。（治療費及び通院交通費助成）

3 ネットワークによる網羅的支援

(1) 地域ネットワークによる支援の推進

秋田県においては、子どもの貧困対策の推進にあたっては、対策に関わる関係者だけではなく、社会全体が子どもの貧困についての理解を深めることが欠かせないという認識に基づいて、県民全体で困りごとを抱えた子どもや子育て家庭を見守り支える気運を高めるとともに、地域で子どもを支援している民間団体等のネットワーク構築を支援していくとしています。

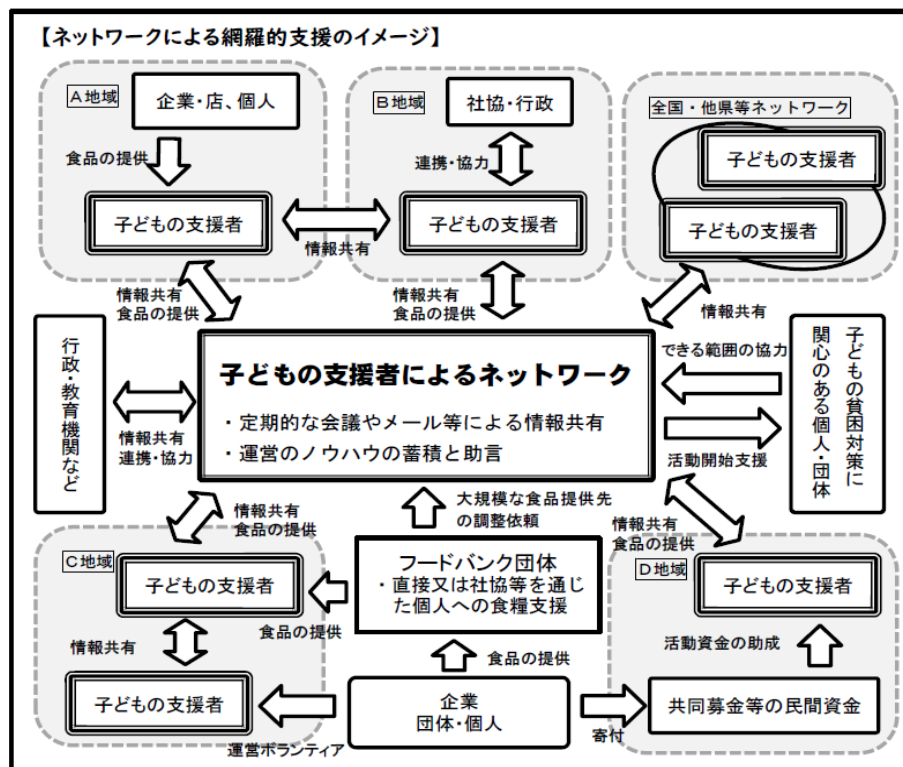
本市もこのネットワークの一翼を担う存在として、大館市子ども総合支援拠点 ほっと が県や関係機関と情報共有や連携を図りながら、子どもの貧困問題に関する理解促進を図るとともに、困りごとを抱えた子どもや子育て家庭を見守り支える気運を高め、支援の全市的な展開を目指していきます。

<秋田県による具体的な取組>

子どもの未来応援地域力促進事業

地域住民やPTA、民生委員・児童委員等の会議・研修に講師を派遣し、子どもの貧困問題に関する積極的な啓発を行うとともに、子ども食堂やフードバンク活動実施者など、新たな支援者の開拓を図ります。

また、子どもの貧困対策に取り組む団体等によるネットワークの構築を支援し、関心のある住民や団体等に対して、活動の具体化や民間資金などの活用なども含めた安定的運営に向けた助言を行います。

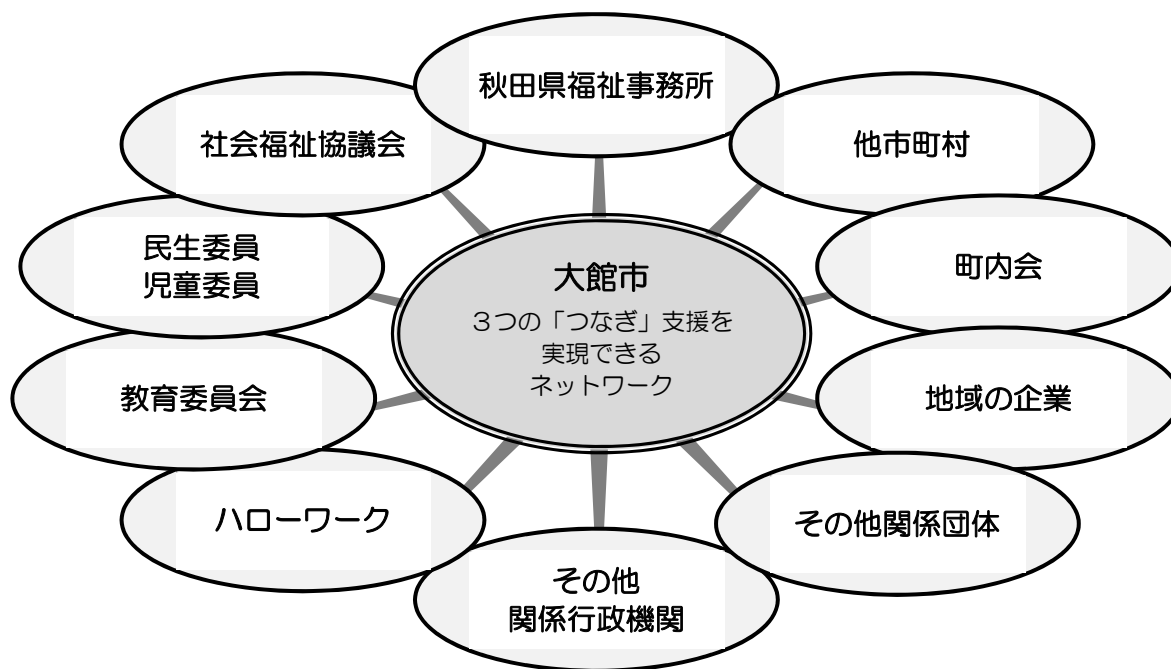


※出典 「認定NPO法人フードバンク関西」子ども食堂ネットワーク図を参考に改変
注：子ども食堂、学習支援、制服リユース等の実施者を「子どもの支援者」と総称しています。

(2) 地域ネットワークの構築・推進

本市においては引き続き、様々な関係者との間に立ち、効果的な支援のための“つなぎ”を円滑に行うように取り組んでいきます。

<地域ネットワーク（イメージ）>



3つの「つなぎ」

- ・子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」
- ・教育と福祉等の「つなぎ」
- ・関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会・町内会その他の関係者間の「つなぎ」

(3) 大館市のコーディネート力の強化

多様な関係者の間で、円滑に“つなぎ”役を担って行くために、対応部署等の適切な活用などを含め、本市のコーディネート力の向上が課題となります。一層のスキルアップを図るために、本市と関係者とで情報を共有し、積極的な研修への参加や実施を目指します。そして、相談や支援提供にあたっては、対象者の人権を尊重し対象者に寄りそう気持ちを第一に、より多くの支援を各機関で提供できるように、地域ネットワークが効果的に機能するよう取り組んでいきます。

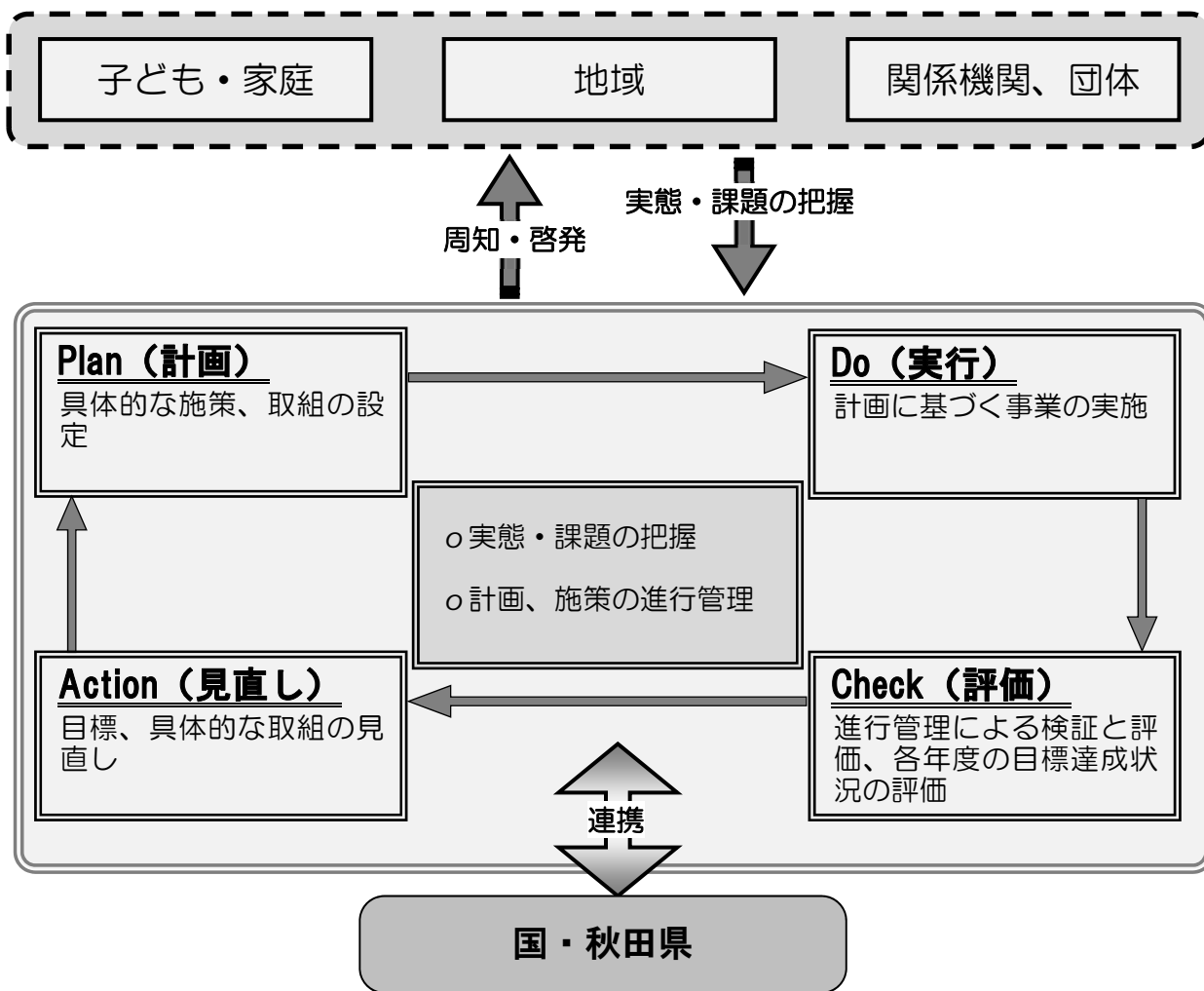
第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

(1) 進捗管理体制

計画期間内の進捗管理については、施策・事業の実施状況や課題、成果などを確認し、取組内容や新規事業の必要性などの検討・見直しを行っていきます。

<計画の進捗管理体制>



(2) 進捗評価の仕組み

計画に記載している事業の進捗については、事業ごとに実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や問題等が生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

(→6 ページ 「4 計画の期間」参照)

事業の進捗の評価にあたっては、進捗評価シートを事業ごとに作成し、事業の主管課に照会することで評価を行います。

<進捗評価シートのイメージ>

事業名	
主管課	
関係課	
事業の実施状況	
事業の進捗評価	
事業実施による具体的な成果	
事業を実施している中での具体的な問題点・課題	
今後の方向性	
今後の取り組み内容	

第2期
大館市子ども未来応援計画

発行・編集	大館市 福祉部 子ども課 児童相談係 〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地 電話：0186-43-7054
-------	---